

■ 第3編 災害応急対策 ■

第1章 活動体制の確立

- 《内容》警戒、応急対策を実施する体制を確保するための活動
→ 「災害警戒体制」「災害対策本部体制」の確立
→ 外部（自衛隊、府、他市町村、指定行政機関等）からの応援受入れ

第2章 情報収集伝達・警戒活動

- 【内容1】避難や災害防止・復旧活動の判断と周知をするための活動
→ 警戒期及び発災直後の情報の種類と伝達系統、広報
【内容2】災害発生に備えるための活動

第3章 消火・救助・救急・医療救護

- 《内容》人命を守るための活動

第4章 避難行動

- 《内容》市民の安全を確保するための活動

第5章 交通対策・緊急輸送活動

- 《内容》消火、救助、救急、医療救護、物資供給を迅速に実施するための活動

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

- 【内容1】二次災害発生、被害拡大防止のための活動
【内容2】応急活動、生活に必須となる資源確保のための活動

第7章 被災者の生活支援

- 《内容》被災者の生活（生活物資、住宅、教育等）を支援するための活動

第8章 社会環境の確保

- 《内容》社会環境（衛生状態、社会秩序等）を良好に保つための活動

第1章 活動体制の確立

第1章 活動体制の確立

《内容》警戒、応急対策を実施する体制を確保するための活動
→ 「災害警戒体制」「災害対策本部体制」の確立
→ 外部（自衛隊、府、他市町村、指定行政機関等）からの応援受入れ

第1節 組織動員

第2節 自衛隊の災害派遣

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

第4節 災害緊急事態

第1節 組織動員

本市域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するための必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

1. 災害時の配備体制の概要

【全部局】

市域に被害が生じた場合、又は生じると想定される場合には、災害の規模、段階に応じて、以下の体制をとる。

(1) 災害警戒体制（警戒レベル1～警戒レベル3）

災害の発生に備えた防災体制

(2) 災害対策本部体制（災害対策A号配備、災害対策B号配備、災害対策C号配備）

被害情報の把握、調査、市民の避難や応急処理など災害の発生に対処する体制

2. 災害警戒体制

【全部局】

災害対策本部を設置する前、又は災害対策本部を設置するに至らない場合で、副市長が必要と認めるときは、災害警戒体制の配備を行い、災害情報の収集・伝達等災害時の警戒体制の確立を図る。（資料編：2-1）

(1) 災害警戒体制の配備基準

【地震】

災害配備体制	地震災害	
	地震による基準	津波による基準
警戒レベル1	—	—
警戒レベル2	—	—
警戒レベル3	市域に震度4の地震発生 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が発表されたとき	大阪府沿岸に津波注意報が発令

【風水害】

災害配備体制	風水害			
	雨量情報及び 災害発生による基準	河川水位 による基準	台風情報 による基準	高潮情報 による基準
警戒レベル1	市域に各種気象警報が発令	—	—	市域に注意報が発令
警戒レベル2	小規模浸水が発生した場合（水路の溢水・道路冠水等）	—	36時間以内に府域に台風が接近	—
警戒レベル3	3時間予測雨量が土砂災害発生危険基準線を超過等（高齢者等避難基準）	避難判断水位に達した場合等（高齢者等避難基準）	24時間以内に府域に台風が接近	市域に警報が発令見込み等（高齢者等避難基準）

(2) 解除基準

災害警戒体制は、次の場合に解除する。

- ア. 災害対策本部が設置されたとき。
- イ. 当該災害に対する応急対策等の措置が終了したとき。
- ウ. 災害の発生するおそれなくなったとき。
- エ. その他副市長が適当と認めたとき。

(3) 配備体制

災害警戒体制における配備体制は、災害対策本部組織編成表（資料編：2-2）に準じて編成し、体制と活動内容については（資料編：2-4）のとおりとする。なお、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めることもできるものとする。

表. 災害警戒体制の配備体制

警戒 レベル1	指揮者：危機管理監 配備員：危機管理課長、自治振興課長、必要に応じて水防初動担当課長及び各所属長が必要と認める人員（水防初動担当課：下水道整備課、道路公園課、農林水産課）
	【風水害】 情報収集と水防初動担当課が必要に応じて点検活動を開始する体制
警戒 レベル2	指揮者：危機管理監 配備員：市長公室長、成長戦略室長、市民協働部長、総務部長、生活産業部長、都市整備部長、下水道担当理事、行財政管理課長、ふるさと創生課長、おもてなし課長、総務課長、契約検査課長、人事課長、農林水産課長、都市計画課長、建築住宅課長、道路公園課長、経営総務課、下水道整備課長、警戒レベル1の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員
	【風水害】 小規模浸水が発生し、ポンプ設置や土のう積みなど、被害軽減のための活動をする体制

警戒 レベル3	<p>指揮者：副市長 配備員：人権推進担当理事、健康福祉部長、こども部長、教育部長、上水道担当理事（地震時のみ）、政策推進課長、人権推進課長、秘書課長、総合行政委員会事務局次長、税務課長、教育総務課長、学校教育課長、地域共生推進課長、介護保険課長、生活福祉課長、国保年金課長、開設する避難所の地域防災支援員、警戒レベル2の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員</p>
	<p>【風水害】 避難情報等を発令する体制</p>
	<p>【地震】 被害情報収集と施設の点検、小規模被害の対応をする体制で、関係部局にて対応 関係部局：危機管理課、自治振興課、行財政管理課、ふるさと創生課、おもてなし課、人権推進課、秘書課、道路公園課、建築住宅課、下水道整備課、水道工務課、農林水産課、施設管理担当課^{注1}</p> <p>【津波】 津波災害に対する警戒活動を実施する体制で、関係部局にて対応し、必要に応じて体制を強化 関係部局：危機管理課、自治振興課、経営総務課、下水道整備課、農林水産課、総合行政委員会等、（水位予測が1.6mを超える場合〔災害対策A号配備〕）政策推進課、地域防災支援員、教育総務課、学校教育課、道路公園課</p>

注1：（主な施設担当課）人権推進課、政策推進課、総務課、まちの活性化課、環境衛生課、地域共生推進課、健康推進課、子育て支援課、経営総務課、教育総務課、学校教育課、生涯学習課、青少年課、スポーツ推進課、文化財保護課、自治振興課

※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

（4）勤務時間外の体制確立

勤務時間外の場合、配備基準に基づく災害警戒体制の確立は次のように行う。

- ア. 危機管理監（不在の場合は危機管理課長）は、当直者、泉州南消防組合、泉佐野警察署等から情報を収集して地震、風水害による被害の程度を把握し、副市長等に連絡し協議する。
- イ. 危機管理監（危機管理課長）は、副市長から配備指令が出されたときは、直ちに災害警戒体制関係職員に各部長を通じて伝達する。
- ウ. 当直者は地震が発生した場合や風水害の発生が予想される場合、必要に応じて危機管理監（危機管理課長）に災害関連情報を連絡するとともに、災害警戒体制関係職員等が登庁するまでの間、危機管理監（危機管理課長）の指示に従い泉州南消防組合、泉佐野警察署等の関係機関の協力を得て、情報の収受にあたる。
- エ. 水防初動担当課（下水道整備課、道路公園課、農林水産課）は、各種気象警報の発表により自動参集する。

（5）災害警戒体制の組織及び運営

- ア. 災害警戒体制の組織（資料編：2-4）

あらかじめ指定された職員が本庁又は各配属職場へ参集し、情報収集、市民対応、緊急連絡等の体制をとる。

- イ. 災害警戒体制の運営

(ア) 災害警戒体制の長には、副市長をあてる。

- (イ) 災害警戒体制の会議は、収集した情報に基づき、災害応急対策上重要な事項について審議する必要があるときに、召集・開催し、所掌事務に関する災害対策を審議する。

(6) 災害警戒体制の処理事項

災害警戒体制では、次の事項について実施を推進する。

- ア. 災害情報の収集及び伝達
- イ. 災害危険箇所等の巡視及び警戒
- ウ. 被害情報の把握
- エ. 救助及び避難指示の対策
- オ. 水防活動（護岸・堤防）
- カ. 関係機関との情報連絡及び調整
- キ. 防災資機材の点検
- ク. その他本部長が必要と認める事項

3. 災害対策本部体制

【全部局】

市長は、市に災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合で、市長が必要と認めるときは、泉佐野市災害対策本部条例に基づき、泉佐野市災害対策本部を設置する。

(資料編：2-1)

(1) 災害対策本部の設置基準

【共通】

- ア. 大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められたとき
- イ. 災害救助法の適用を要する災害が発生したとき
- ウ. その他市長が必要と認められたとき

【地震】

災害配備体制	地震災害	
	地震による基準	津波による基準
災害対策 A号配備	-	大阪府沿岸に津波注意報が発令され水位予測が TP+1.6mを超える場合（避難指示（一部）基準）
災害対策 B号配備	市域に震度5弱・強の地震発生 南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）が発表されたとき	大阪府沿岸に津波警報・大津波警報が発令（避難指示基準）
災害対策 C号配備	市域に震度6弱以上の地震発生 （全避難所開設）	-
備考	上記の場合、自動的に災害対策本部を設置するものとする。 震度は、気象庁が発表する「大阪南部」又は「泉佐野市」の震度による。	

【風水害】

災害配備体制	風水害	
	雨量情報及び災害発生による基準	河川水位による基準
災害対策 A号配備	市域に土砂災害警戒情報の発表等 （避難指示基準）	氾濫危険水位に達した場合等 （避難指示基準）
災害対策 B号配備	小規模災害が複数箇所が発生	-
災害対策 C号配備	大規模災害が発生	氾濫・決壊

(2) 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

- ア. 予想された災害の危険が解消したとき
- イ. 災害応急対策がおおむね完了したとき
- ウ. 本部長が適当と認められたとき

(3) 配備体制

災害対策本部体制における配備体制は、災害対策本部組織編制表（資料編：2-2）を基に編成し、班構成及び事務分掌については資料編2-3のとおりとする。なお、災害の規模、態様等に応じて各班長は所属職員の数を増減する事ができ、他部局からの応援派遣を求めること

もできるものとする。また、状況に応じて事業継続計画（BCP）を発動して通常業務を停止し、各部からの動員を図るとともに、業務に偏りが生じないように配慮する。

表. 災害対策本部体制の配備体制

災害対策 A号配備	指揮者：市長 配備員：警戒レベル3の指揮者及び配備員、各所属長が必要と認める人員	
	【地震】 災害に対する応急対策を実施する体制	【風水害】 災害が発生し、又は発生のおそれがある状況で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制
災害対策 B号配備	指揮者：市長 配備員：管理職級職員全員（自動参集）＋各所属長が必要と認める人員＋開設する避難所の地域防災支援員	
	【地震】 災害に対する応急対策を実施する体制	【風水害】 相当規模の災害が発生し、又は発生のおそれがある状況で、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する体制
災害対策 C号配備	指揮者：市長 配備員：全職員（自動参集）	【地震】【風水害】 市の全力をあげて応急対策を実施する体制

※ 大規模災害が勤務時間外に発生した場合には、交通機能の麻痺等により速やかな登庁が困難となる職員が発生する。従って「各所属長が必要と認める人員」は、各職員の登庁手段等を考慮し人選する必要がある。

（4）災害対策本部の設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したとき、若しくは本部員（職員）の動員配備を指令し又は解除したときは、直ちにその旨を知事（府危機管理室）及び関係機関に通知するとともに公表する。

表 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	防災行政無線、電話及び庁内放送	総括部本部運営班
関係機関等	防災行政無線、電話その他迅速な方法	〃
市民	広報車等	〃
報道機関	口頭及び文書	〃

（5）勤務時間外の体制確立

勤務時間外の場合、配備基準に基づく災害対策本部の確立は次のように行う。

【地震】

休日、夜間等勤務時間外に震度5弱以上の地震の発生や津波警報の発令があるときは、参集指令を待つことなく、自動的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。

【風水害】

休日、夜間等勤務時間外に突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

(6) 災害対策本部の設置場所

本部は市役所内に置く。ただし、災害の規模その他の状況により応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要と認めるときは、本部長（市長）は他の適当な場所に移動し設置することができる。この場合、各関係機関に連絡する。

表 災害対策本部の設置場所

設置場所	用途
4階庁議室	本部会議室
3階大会議室 (時間的余裕がない場合は、2階危機管理課を中心に設置)	本部室
別館車庫	物資保管場所

(7) 災害対策本部の代替機能の確保

市役所の被災等により市役所内に災害対策本部が設置できない場合は、次に示す施設等に災害対策本部を設置する。

表 災害対策本部代替施設

施設名	所在地
泉州南広域消防本部・泉佐野消防署	泉佐野市りんくう往来北1-20
末広備蓄倉庫	泉佐野市新安松1丁目1-23
泉佐野市総合文化センター	泉佐野市市場東1丁目295-1

(8) 本部長の代理

市長に事故があるとき又は欠けたときの本部長の代理は、第1副市長、第2副市長、教育長の順とする。

(9) 災害対策本部体制の組織及び運営

本部の組織は、市災害対策本部条例の定めるところにより、次のとおりとする。

ア. 組織（資料編：2-2）

イ. 本部会議

本部会議は本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、本部長が必要に応じて召集する。ただし、時宜に応じ、一部の本部員をもって会議を開くことができる。

本部会議は、次の事項について方針を決定しその実施を推進する。

(ア) 決定すべき事項

- a. 災害予防対策に関すること
- b. 配備体制の決定に関すること
- c. 災害救助法の適用申請に関すること
- d. 自衛隊派遣要請に関すること
- e. 災害応急対策に関すること
- f. その他災害に関する重要な事項

(イ) 決定事項の通知

本部会議の決定事項のうち、必要と認める事項を直ちに知事及び関係機関に通知するとともに、本部職員に周知を要するものについては庁内放送等により周知徹底を図る。

ウ. 部及び班・グループ

本部に部、部に班を置く。また、本部室では各部・班の役割ごとにグループを設置する。その名称及び事務分掌については（資料編：2-2、2-3）のとおりとする。

エ. 本部連絡員

各班のうち1名を本部連絡員として本部に常駐させる。本部連絡員は、本部との連絡に当たるとともに各班相互の連絡調整を処理する。

(10) 府との連携

府が現地災害対策本部を設置した場合、密接な相互間の連絡を行うなど、この組織と連携を図って活動する。

4. 動員計画

【全部局】

災害応急対策の実施についての動員要領は、次のとおりである。

(1) 災害時における職員の服務

ア. 職員は、本計画の定めるところにより上司の指揮にしたがって防災活動に従事しなければならない。

イ. 職員は勤務時間外において配備指令が出されたとき、市域に震度5弱以上の地震が発生したとき、大阪府沿岸に津波警報が発令されたとき、及び災害が発生し又は発生するおそれのあることを知った場合は、配備区分に従い速やかに所定の勤務場所に参集しなければならない。

ただし、次に掲げるものは参集を要しない。

(ア) 公務のため管外出張中の職員

(イ) 公傷病又は疾病により所属長の許可を受けて休暇中の職員

(ウ) その他の事情により特に所属長がやむを得ないと認めた職員

(2) 動員方法

ア. 災害警戒体制（災害対策本部設置前）

所属長は、被害の状況に応じ、職員を配置する。ただし、災害応急対策を的確に実施するため、指揮官は、適宜、配備職員の数を増減し又は各課相互に職員の応援ができるものとする。

各所属長は、勤務時間外に各配備体制の決定が出され、危機管理担当から連絡を受けた場合は、速やかに所属職員に伝達し、職員を招集しなければならない。招集を迅速に行うため、常に所属職員の住所及び連絡先を把握し、職員に周知しておかなければならない。

イ. 災害対策本部等

(ア) 配備計画

各部長が部内を調整のうえ、必要な災害活動班及び人員を編成し、防災活動の準備又は実施のため、配備職員に徹底しておくものとする。

(イ) 平常執務時の伝達

災害発生のおそれがあり、災害警戒体制又は災害対策本部が設置された時は、本部長の指示により防災行政無線等により配備体制を整え、本部員又は各班長は職員を指揮して、速やかに実動体制を確立するものとする。

(ウ) 各班の動員計画

各班長は、配備指令に直ちに応じられるよう所属の職員について、あらかじめ災害警戒体制、災害対策本部体制の指令ごとの出動職員を把握しておき、各職員に徹底しておくものとする。

(エ) 非常召集の方法

- a. 担当部班長等による非常召集の方法は、電話、携帯電話又は防災情報メール配信（職員）によることとする。
- b. 勤務時間外において、テレビ、ラジオ等のメディアで、本市域の被害状況を受けた場合、その被害状況に応じた体制をとる。
- c. 勤務時間外において、突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。
- d. 出張等で所定の勤務につけない場合や、災害で所定の勤務場所に行けない場合は、最寄りの出先機関や避難所に参集し、当該施設の責任者の指示にしたがって、災害応急対策活動に従事するとともに、所属の長若しくは所定勤務場所の責任者にその旨を連絡する。

(オ) 動員状況の報告及び連絡

- a. 職員は、参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。
- b. 市において防災活動を実施するため、職員を動員した場合はその状況を速やかに府に報告し、関係機関に連絡する。
- c. 各部長は、動員した職員の氏名、時刻等を本部長（市長）に報告する。

(カ) 連絡責任者

- a. 各部別に連絡責任者を置く。連絡責任者は、所属部長の指名する職員をもってあてる。
- b. 連絡責任者は、所属部と災害対策本部との連絡にあたるものとする。

<資料>

- ・資料編：参考－5 泉佐野市災害対策本部条例

第2節 自衛隊の災害派遣

(関係機関: 自衛隊、泉州南消防組合、泉佐野警察署)

市は、災害に対し、住民の生命又は財産の保護のために、自衛隊の派遣要請の要求を行う場合は、次の手続き等により行うものとする。

1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため応援を必要とするとき
- (2) 災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
- (3) 市域で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

2. 派遣要請手続

【本部運営班】

- (1) 派遣要請の要求は、市長が知事に行うものとする。
- (2) 通信の途絶等により、知事へ要請の要求ができない場合は、市長は直接陸上自衛隊第3師団長に対し災害状況の「通知」をすることができる。陸上自衛隊第3師団長は、災害状況の通知を受け、その事態に照らし、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。市長は、通知した旨を知事へ報告することとする。
- (3) 前項の場合における要求の判断は、泉佐野警察、泉州南消防組合等の関係機関と協議のうえ迅速に行うものとする。
- (4) 派遣要請の要求は、原則として文書によるものとし、次の事項を記載する。
ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。
 - ア. 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - イ. 派遣を希望する期間
 - ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ. その他参考となるべき事項
- (5) 要請文書のあて先は次のとおりとする。
大阪市中央区大手前2
大阪府危機管理室
電話代表 06(6941)0351 内線 4875, 4886
直 通 06(6944)6021
- (6) 泉佐野市担当部隊陸上自衛隊第3師団〔第37普通科連隊(和泉市伯太町)〕
兵庫県伊丹市広畑1-1 TEL072-781-0021 内線 3734, 3735 (第3師団)
大阪府和泉市伯太町官有地 TEL0725-41-0090 内線 236 (第37普通科連隊)
- (7) 防災行政無線
大阪府危機管理室 200-4875, 4886
陸上自衛隊第3師団 823-8900
第37普通科連隊 825-0

3. 自衛隊の自発的出動基準（要請を待ついとまのない場合の災害派遣）

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、緊密な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、警察署長等から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (3) 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施する場合
- (4) 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における捜索又は救助活動を実施する場合
- (5) その他災害に際し、上記(1)から(4)に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められる場合

4. 派遣部隊の受入体制

【本部運営班】

派遣要請を要求したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

(1) 派遣部隊の誘導

自衛隊の派遣要請を行ったときは、必要により泉佐野警察に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

(2) 受入体制

ア. 市は、派遣部隊の指揮官と調整にあたる。

イ. 受入体制の確立

派遣部隊の集結場所等を確保する。

ウ. 作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ. ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、ヘリポートについても準備する。

(3) 自衛隊の活動内容

自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。

ア. 被害状況の把握

イ. 避難の援助

ウ. 避難者等の捜索救助

エ. 水防活動

オ. 消防活動

カ. 道路又は水路の啓開

キ. 応急医療、救護及び防疫

ク. 人員及び物資の緊急輸送

ケ. 炊飯及び給水

コ. 物資の無償貸付又は譲与

サ. 危険物の保安及び除去

シ. その他

5. 派遣部隊の撤収要請

【本部運営班】

市長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議のうえ、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

<資料>

- ・資料編：12-2 自衛隊の災害派遣要請要求書等

第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援

(関係機関: 泉佐野公共職業安定所)

災害に際して、本市のみでは対応が不十分となる場合には、市は、災害対策基本法に基づき、関係機関や団体に対して職員の派遣を要請、するとともに、消防・警察・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、応急対策又は災害復旧に万全を期す。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。

1. 応援の要請

【本部運営班】

市単独では十分に応急措置を実施できない場合に、迅速に関係機関に応援を要請する。

(1) 応援の要請できる要件

本市の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

- ア. 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
- イ. 緊急を要するとき、地理的にみて近隣市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合
- ウ. その他応急措置を実施するため必要があると認められる場合

(2) 応援にあたっての要請事項

- ア. 災害の状況及び応援を要請する理由
- イ. 応援を必要とする期間
- ウ. 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
- エ. 応援を必要とする場所
- オ. 応援を必要とする活動内容
- カ. その他必要事項

(3) 知事に対する応援要請

災害対策基本法第68条に基づき、府知事に対して応援要請を行う。
この場合には、市から府危機管理室を通じて行う。

(4) 他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。

(5) 緊急消防援助隊の応援の要請

市の消防力及び府内の消防応援だけでは、迅速な消火、救出・救助等を行うために十分な対応が取れないと判断される場合は、「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、府知事に緊急消防

援助隊の応援要請を要求する。

2. 職員の派遣要請

【本部運営班】

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本市の職員のみでは対応ができない場合は、府、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請する。

(1) 府、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第29条又は地方自治法第252条の17の規定により、職員の派遣を要請する。
なお、その場合の手続きは、次の事項を記載して文書で行う。

- ア. 派遣を要請する理由
- イ. 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(2) 職員派遣のあっせん要請

市長は、災害対策基本法第30条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について要請を求めることができる。

なお、その場合の手続きは、次の事項を記載した文書で行う。

- ア. 派遣のあっせンを求める理由
- イ. 派遣のあっせンを求める職員の職種別人員数
- ウ. 派遣を必要とする期間
- エ. 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ. その他必要な事項

(3) 経費の負担

派遣職員の待遇及び経費の負担については、災害対策基本法第32条、同施行令17、18、19条に定めるところによる。

3. 広域応援等の受入れ

【本部運営班】

市長は、広域応援等を要請した場合、広域応援部隊の内容、到着予定日時、場所、活動日程等を確認し、『総合文化センター』を受援基地として受入れる。特に、ヘリコプターを使用する活動を要請した場合は、災害時用臨時ヘリポート等の準備に万全を期する。

(1) 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、警察等と連携し被災地等へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

(2) 連絡所の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

(3) 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4. 労働者の確保

【本部運営班】

(1) 災害対策基本法その他の法律に基づく従事命令、協力命令

ア. 従事命令、協力命令の種類と執行者

表 従事命令、協力命令の種類と執行者

災害応急対策作業	命令区分	根拠法規	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	市長
		〃 第65条第2項	警察官 海上保安官
		〃 第65条第3項	派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	〃 第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急処置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	〃 第65条第2項	委任を受けた市長
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員 消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者 水防団員 消防機関の長

イ. 従事命令の対象者

表 従事命令の対象者

命令区分 (作業対象)	対象者
災害対策基本法による市長、警察官、海上保安官、派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の従事命令 (災害応急対策全般)	当該市の区域の住民、又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
警察官職務執行法による警察官の従事命令 (災害応急対策全般)	その場に居合わせた者、その物件の管理者、その他関係者
従事命令 (消防作業)	火災の現場付近にある者
従事命令 (水防作業)	水防の現場にある者、又は区域内に居住する者

ウ. 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、又は発した命令を変更、又は取り消すときは公用令書を交付するものとする。(資料編：12-3)

エ. 費用

市長が災害対策基本法第 71 条の規定に基づいて発した従事命令により災害応急対策に従事した人に対しては実費を弁償する。

オ. 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した人が、そのことにより死亡若しくは負傷、又は疾病にかかった場合には条例の定めるところによりその損害を補償する。

(2) 公共職業安定所の労働者供給

ア. 公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給あっせんを依頼する。

- (ア) 必要労働者数
- (イ) 作業の内容
- (ウ) 作業実施期間
- (エ) 賃金の額
- (オ) 労働時間
- (カ) 作業場所の所在
- (キ) 残業の有無
- (ク) 労働者の輸送方法
- (ケ) その他必要な事項

イ. 賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として市における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

ウ. 労働者の輸送

災害応急対策実施機関は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住民と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

5. 要員の対策従事

災害時における災害対策実施機関の職員、民間協力団体、雇上げた一般労働者並びに従事命令・協力命令による労働者・派遣職員は、次によりそれぞれ災害対策に従事する。

(1) 災害対策実施機関の職員

災害対策実施機関の職員は各機関で定める計画に従い、その対策に従事する。

(2) 民間協力団体

民間協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが活動内容の選定にあたっては、民間協力団体等の意見を尊重して行う。

- ア. 炊出し、その他災害救助活動の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
- エ. 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- オ. 軽易な作業の補助

カ. その他上記の作業に類した作業

(3) 一般労働者

- ア. 罹災者の安全な場所への避難
- イ. 医療及び助産における各種移送業務
- ウ. 罹災者の救出
- エ. 飲料水の供給
- オ. 救助物資の輸送
- カ. その他災害応急対策実施上の補助業務

(4) 労働者

従事命令又は協力命令を受けたその公用令書に記載された業務に従事する。

(5) 派遣職員

派遣要請を受けた職種に応じ指示された業務に従事する。

6. 災害発生市町村への支援

【本部運営班、人事班】

市は、府から災害発生市町村への応援の要求を受けた場合、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

7. 応急対策職員派遣制度に基づく支援

【本部運営班、人事班】

総務省は、府及び市と協力し、応急対策職員派遣制度（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。また、府及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

8. 関係機関の連絡調整

内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、連絡会議を開催するものとする。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催するものとする。

府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。

第4節 災害緊急事態

【全部局】

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、市内が関係地域の全部又は一部となった場合、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、府と連携して応急対策を推進し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

■ 第3編 災害応急対策 ■
第1章 活動体制の確立

第2章 情報収集伝達・警戒活動

第2章 情報収集伝達・警戒活動

【内容1】避難や災害防止・復旧活動の判断と周知をするための活動

→ 警戒期及び発災直後の情報の種類と伝達系統、広報

【内容2】災害発生に備えるための活動

第1節 警戒期の情報伝達

第2節 警戒活動

第3節 津波警戒活動

第4節 発災直後の情報収集伝達

第5節 災害広報

第1節 警戒期の情報伝達

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、自衛隊、大阪管区気象台、岸和田海上保安署、近畿地方整備局、西日本旅客鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、南海電気鉄道株式会社、日本放送協会、民間放送株式会社、消防団、自主防災組織)

大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民に迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

1. 気象予警報の伝達

【本部運営班】

大阪管区気象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼び掛ける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル(危険度分布)等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。

(1) 注意報

気象現象等により府域に被害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準(注意報)

種類		発表基準
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：12m/s 以上で雪を伴う 海上：15m/s 以上で雪を伴う
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：12m/s 以上 海上：15m/s 以上
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■表面雨量指数基準 11 ■土壌雨量指数基準 101
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間降雪の深さ 平地：5cm 以上 山地：10cm 以上

種類		発表基準
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■視程 陸上：100m 以下 海上：500m 以下
	雷注意報 ※注6	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■湿度 最小湿度 40%以下で実効湿度 60%以下
	なだれ 注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ■積雪 ①積雪の深さが 20cm 以上あり、降雪の深さが 30cm 以上 ②積雪の深さが 50cm 以上あり、気象台における最高気温が 10℃ 以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■24 時間の降雪の深さ 平地：20cm 以上 山地：40cm 以上 ■気温 -2℃ ～ 2℃
	霜注意報	4 月 15 日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が 4℃ 以下になると予想される場合。
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■最低気温 -5℃ 以下
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害の発生するおそれがあると予想される場合。
地面現象 注意報☆	地面現象 注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。夜間～翌日

種類		発表基準
		早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) 1.5m 以上
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高 1.5m 以上
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ■流域雨量指数基準 見出川流域=7.6 佐野川流域=8.8 樫井川流域=13.1 ■複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数) 見出川流域= (5, 7.4) 佐野川流域= (7, 5.1)

(2) 警報

気象現象等により府域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準 (警報)

種類		発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：20m/s 以上 海上：25m/s 以上
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■平均風速 陸上：20m/s 以上で雪を伴う 海上：25m/s 以上で雪を伴う
	大雨警報 (注4)	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ■表面雨量指数基準 22 ■土壌雨量指数基準 130

種類		発表基準
気象警報	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■12時間降雪の深さ 平地：10cm以上 山地：20cm以上
地面現象 警報 ☆	地面現象 警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起 こるおそれがあると予想される場合である。
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれ があると予想される場合で、危険な場所から全員避難が必要とされ る警戒レベル4に相当。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) 2.2m以上
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想 される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 ■有義波高 3.0m以上
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場 合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3 に相当。 ■流域雨量指数基準 見出川流域=9.5、佐野川流域=11.1、樫井川流域=16.4 ■複合基準 (表面雨量指数, 流域雨量指数) 佐野川流域= (8, 9.3)

注1 発表基準欄に記載した数値は、過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決め
たものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り替
えられ、又は解除されるまで継続される。(気象庁予報警報規程第3条)

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。(気象庁予報警報規程第12条)

注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報 (土砂災害)、大雨警報 (浸水害) として、特に
警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村に
は、大雨警報 (土砂災害) は発表されない。

注5 大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容
を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、「市町村名」ではなく、「市町村をまとめた地域の名
称」や「大阪府」を用いる場合がある。

注6 雷注意報には、発達した雷雲の下で発生することの多い激しい突風や「ひょう」による
災害についての注意喚起が付加されることもある。また、急な強い雨への注意についても
雷注意報で呼びかけられることがある。

(3) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大限の警戒を
促すために市町村毎に特別警報を発表する。

表 気象予警報の種類と発表基準（特別警報）

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注1 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

注2 以下の現象についても特別警報に位置付ける。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合 （大津波警報を特別警報に位置付ける）
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

（4）気象情報

気象等の予報に関係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他の異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意報は、雷注意報を捕捉する情報として、各地の気象台が担当地域を対象に発表する。

(5) 気象予報等・特別警報の関係機関への伝達経路

ア. 気象予報等の関係機関への伝達経路

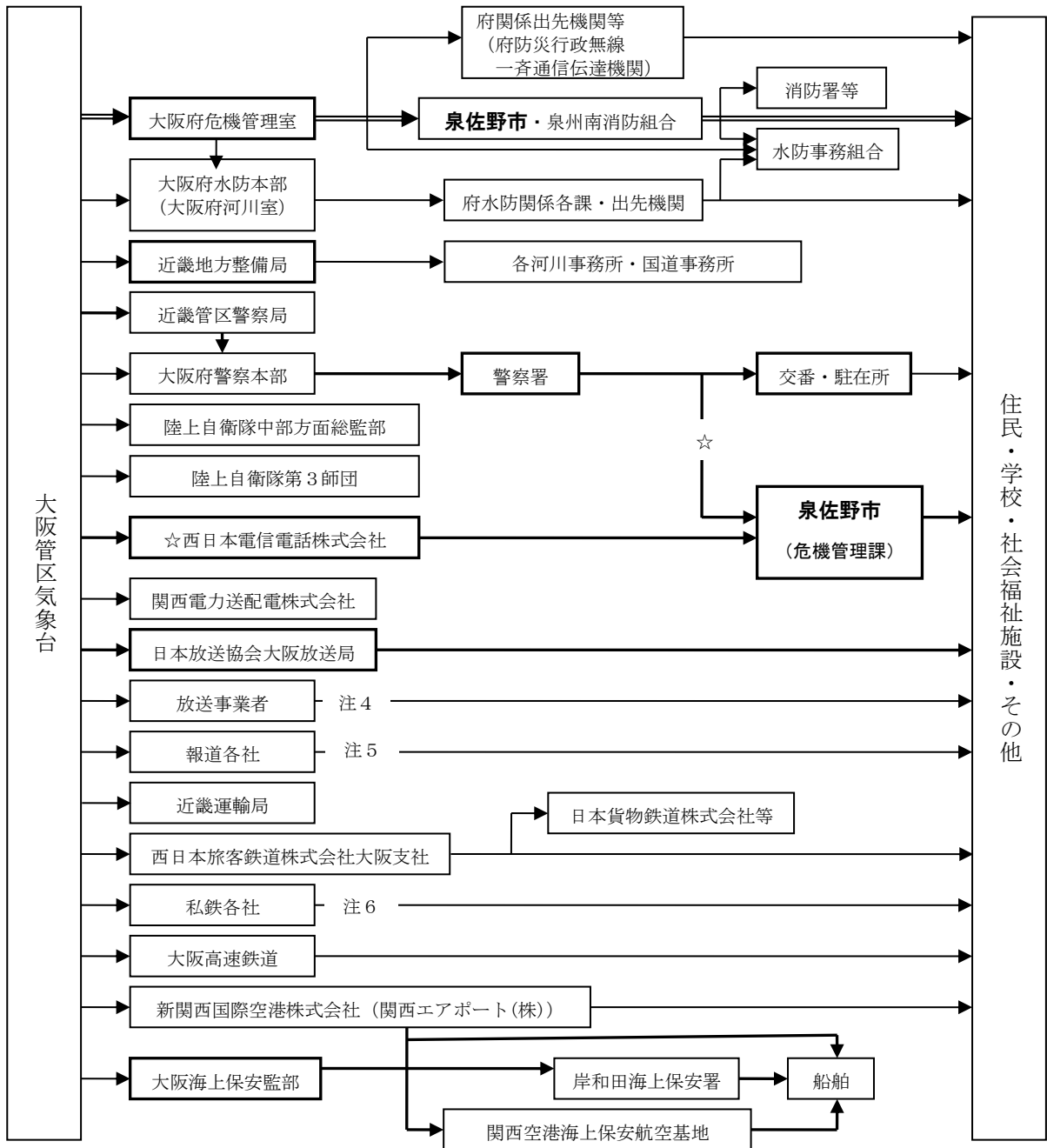


図 気象予報等伝達系統

- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 二重線は、特別警報が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。
 3 ☆印は、警報のみ
 4 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO. CO. LO) の10社である。
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステム、大阪府都市開発株式会社 (泉北高速鉄道)、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。

イ. 特別警報の関係機関への伝達経路

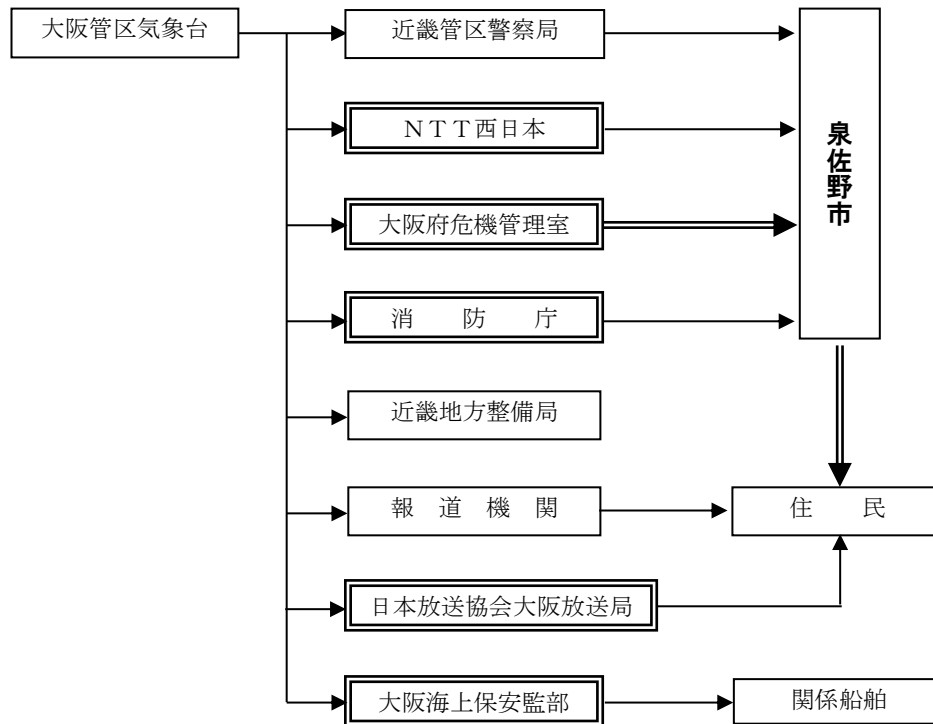


図 特別警報伝達系統

- (注) 1 二重線枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先である。
 2 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている。

2. 水防警報の伝達

【本部運営班】

指定河川、海岸等に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、府知事は、水防法第16条に基づき水防警報を発し、水防関係機関に通知する。なお、本市関係の水防警報指定河川は、見出川、佐野川、樫井川である。

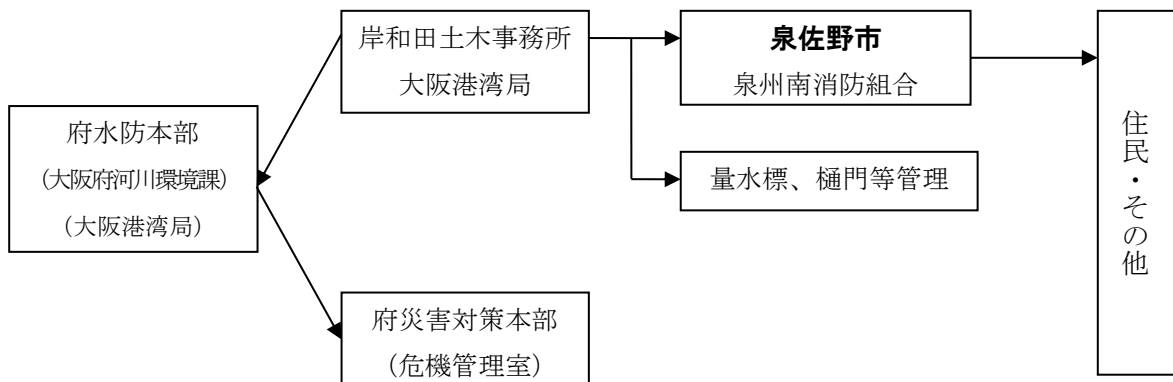


図 水防警報伝達系統

3. 土砂災害警戒情報の伝達

【本部運営班】

府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼び掛ける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。

市は、土砂災害警戒情報に基づき避難指示等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）

市は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、避難指示等の発令の際は、土砂災害警戒区域等のうち土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報）等で危険度の高まっている区域など、適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

（1）土砂災害警戒情報の留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、土壌雨量指数等に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を特定するものではない。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。

※土壌雨量指数

土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。

(2) 土砂災害警戒情報等の関係機関への伝達経路

ア. 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

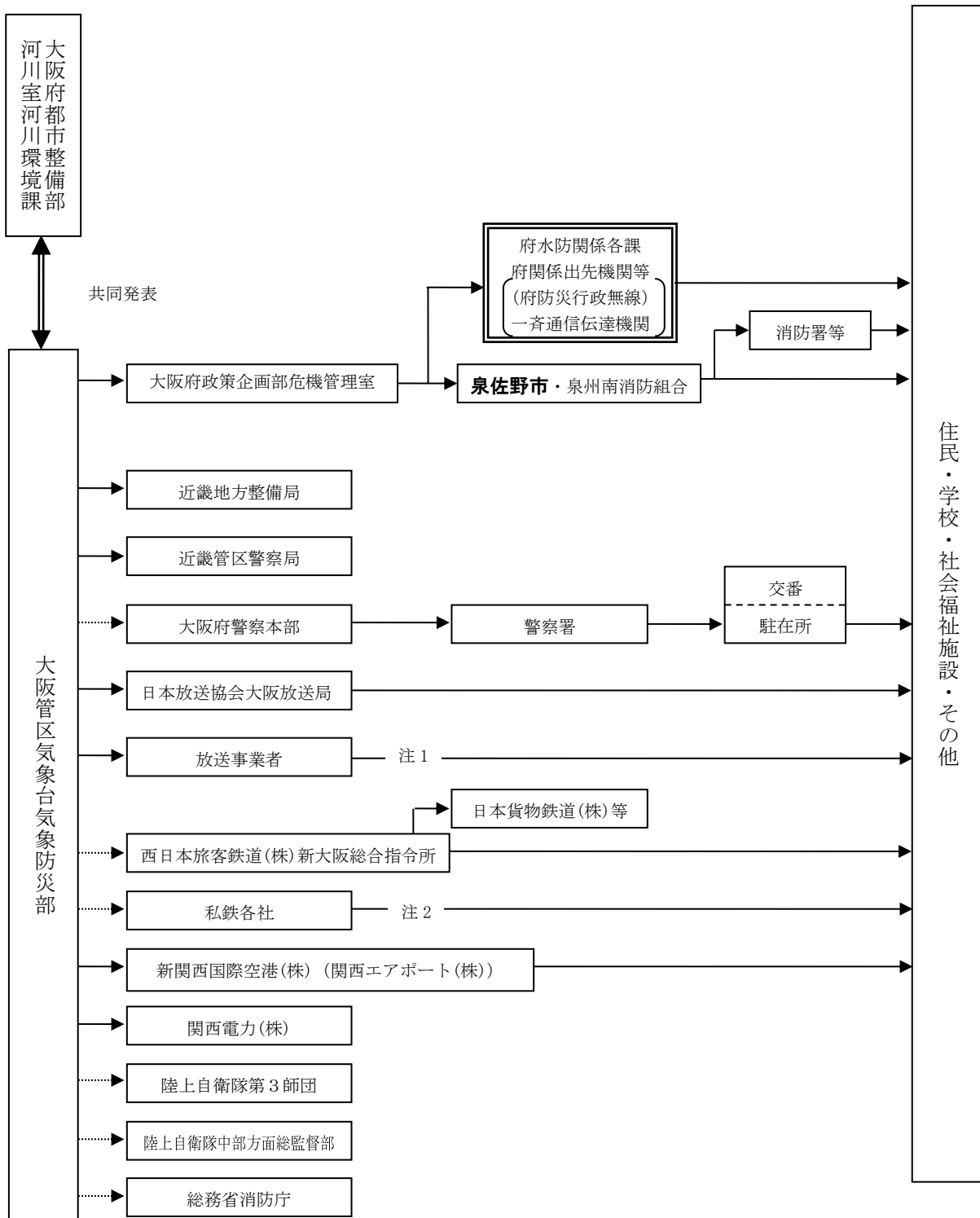


図 土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路

- (注) 1 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社FM802 (FMCO. CO. LO) の10社である。
- 2 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、南海電鉄株式会社、京阪電鉄株式会

社、北大阪急行株式会社、能勢電鉄株式会社、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）の7社である。

- 3 大阪管区気象台からの伝達経路で ………▶ 及び放送事業者の株式会社エフエム大阪は専用回線以外である。

イ. 市が行う情報の収集・伝達総括

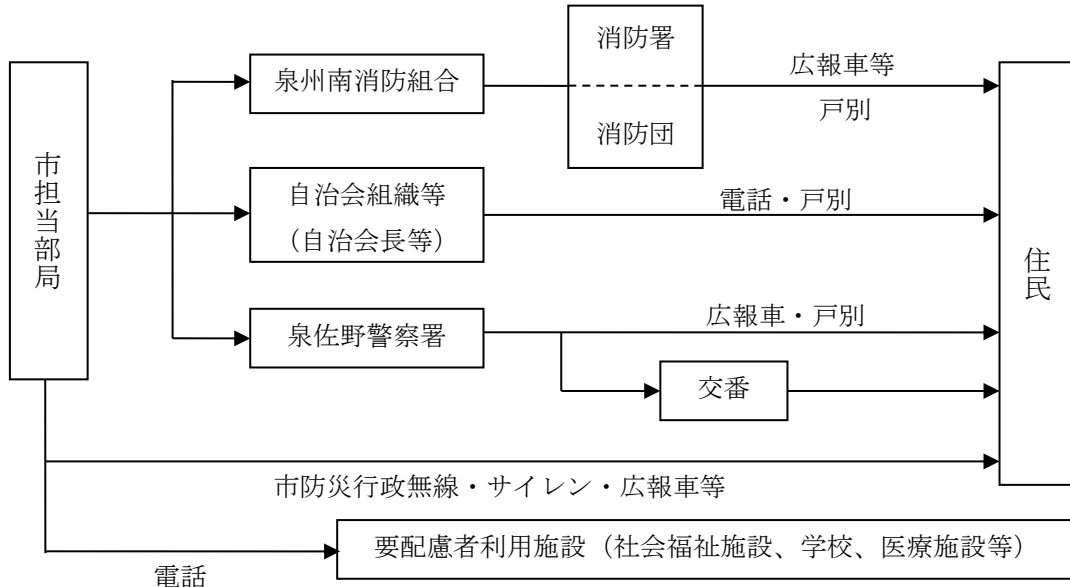


図 土砂災害警戒区域に関する情報の収集・伝達総括

ウ. 伝達情報の内容

- (ア) 気象予警報等の情報
- (イ) 府下の降雨量の状況
- (ウ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
- (エ) 避難の指示
- (オ) その他応急対策に必要な情報

4. 津波警報・注意報の伝達

【本部運営班】

市及び関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波警報・注意報等をあらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

(1) 気象庁が発表する津波警報・注意報等

- ア. 大津波警報・津波警報・注意報

種類	発表基準	発表される波の高さ		必要な行動例
		数値による発表 (カッコ内は予想値)	巨大地震 の場合	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m以下の場合であって津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m ≤ 予想高さ ≤ 1m)	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる場合は、ただちに海から上がって、海岸から離れる。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	ただちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)		
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)		

- (注) 1 大阪府の津波予報区名は「大阪府」である。
- 2 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
 - 3 予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。
 - 4 地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表する。
 - 5 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような「巨大地震」の場合、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」と発表する。
 - 6 「巨大地震」の場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表する。
 - 7 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配のない」旨または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を伝える地震情報を発表する。
 - 8 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報又は津波警報、津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合が

ある。

- 9 「津波の高さ」とは、津波によって高くなった時の潮位と、津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 10 大津波警報については、津波特別警報に位置付ける。ただし、発表時においては「大津波警報」として発表する。

イ. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の津波予報が気象庁より発表される。

	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

(2) 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどの津波情報が気象庁より発表される。

表 津波情報の種類

情報の種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ5段階の数値または2種類の巨大地震の場合の表現で発表(発表される津波の高さは、「(1)ア 大津波警報・津波警報・津波注意報」を参照)。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。 また、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。
津波観測に関する情報(注1)	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。 また、地震の発生場所(規模)やその規模(マグニチュード)を発表。
沖合の津波観測に関する情報(注2)	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推測される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表(予報区単位)。

津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。
--------------	--

(注1) 津波観測に関する情報の発表内容

- ① 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ② 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより、避難を遅らせるおそれがあるため、数値ではなく「観測中」として発表する。具体的には次表の通り。

沿岸における最大波の観測値の発表内容

警報・注意報	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1m超	数値
	1m以下	「観測中」
津波警報	0.2m以上	数値
	0.2m未満	「観測中」
津波注意報	高さに関わらず	数値 (津波の高さがごく小さ場合は「微弱」と表現)

(注2) 沖合の津波観測に関する情報

- ① 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。
- ② 沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ③ 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での津波観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準までは数値を発表しない。大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）又は「推定中」（沿岸での推定値）と発表する。
- ④ なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

警報・注意報	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	
		沖合における観測値	沿岸での推定値
大津波警報	3m超	数値	数値
	3m以下	「観測中」	「推定中」
津波警報	1m超	数値	数値
	1m以下	「観測中」	「推定中」
津波注意報	高さに関わらず	数値	数値

津波情報の留意事項等

- i) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
 - ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。
- ii) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。
- iii) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- iv) 沖合の津波観測に関する情報
- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(3) 地震情報

表 地震情報

情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(4) 緊急地震速報

ア. 発表等

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

表 緊急地震速報で用いる区域

区域	市町村名
大阪府北部	大阪市、柏原市、八尾市、東大阪市、大東市、門真市、四條畷市、守口市、寝屋川市、交野市、枚方市、摂津市、吹田市、豊中市、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

大阪府南部	松原市、藤井寺市、羽曳野市、大阪狭山市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、貝塚市、 泉佐野市 、泉南市、阪南市、熊取町、忠岡町、田尻町、岬町
-------	--

イ. 伝達

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）経由による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。

日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

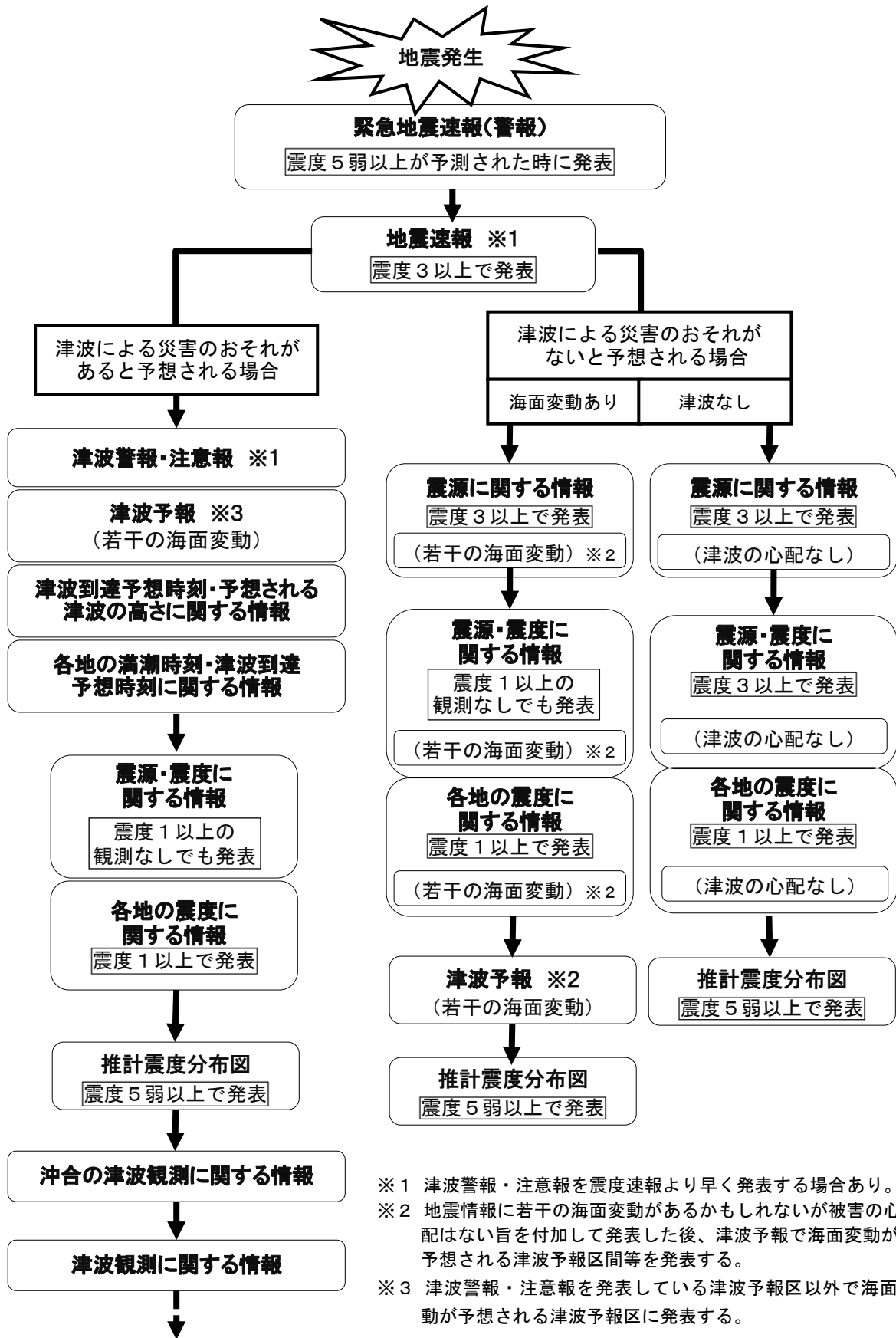


図 地震及び津波に関する情報 (気象庁 HP より)

(5) 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

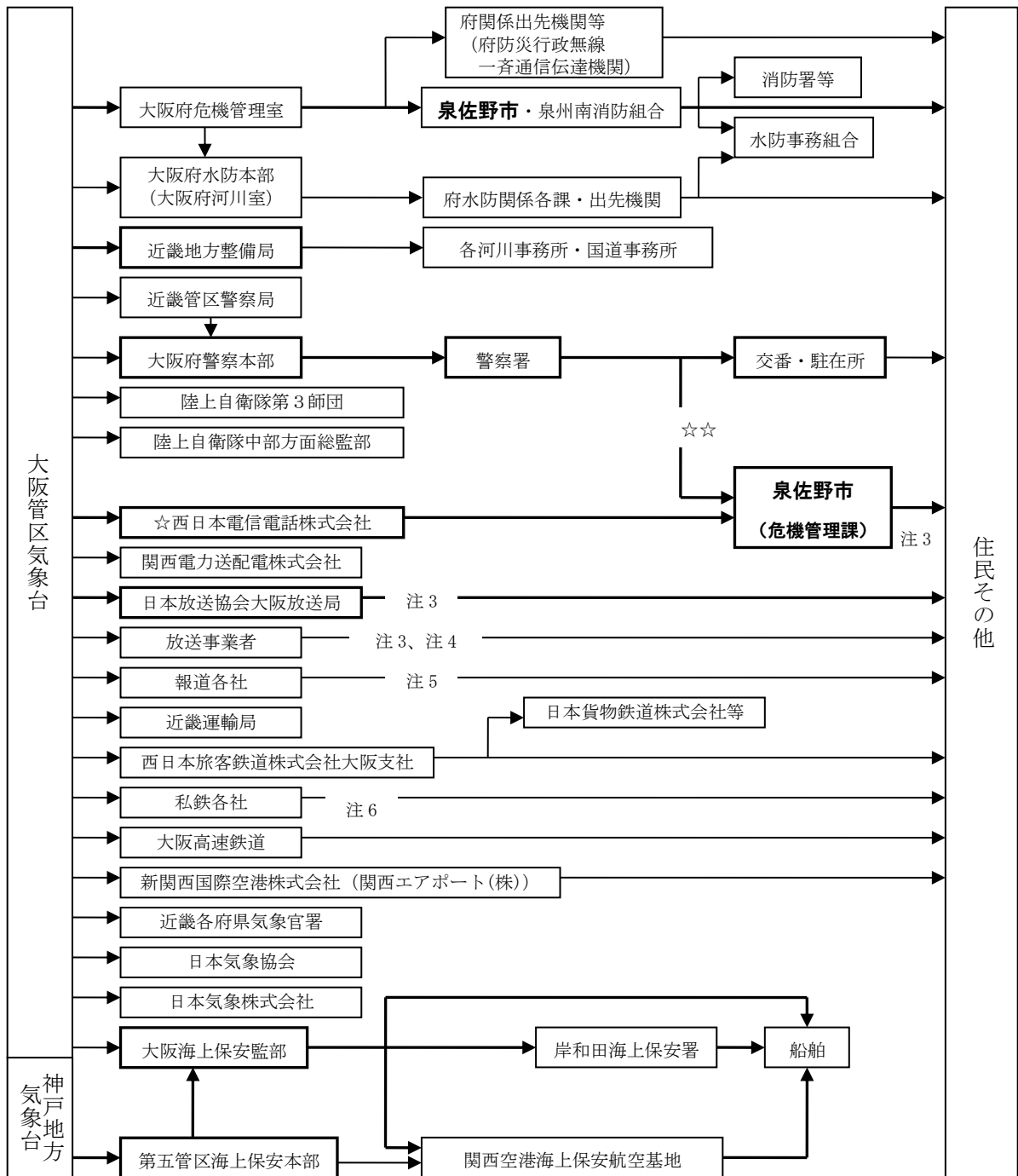


図 津波警報・注意報等の関係機関への伝達経路

- (注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
 2 ☆印は、大津波警報、津波警報、同解除の場合のみ。☆☆印は、大津波警報、津波警報、津波注意報のみ
 3 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。
 4 放送事業者とは、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMC0.CO.L0) の 10 社である。
 5 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の 6 社である。
 6 私鉄各社とは、近畿日本鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社、阪神電気鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、北大阪急行電鉄株式会社、株式会社大阪港トランスポートシステ

ム、大阪府都市開発株式会社（泉北高速鉄道）、能勢電鉄株式会社、大阪高速鉄道株式会社の10社である。

5. キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

表 キキクルの種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 <p>※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用</p>
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

種 類	概 要
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

6. 住民等への周知

【本部運営班、機動班】

市は、市防災行政無線、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。

周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、地域防災計画に基づき、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び气象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

また、府は府民に対し、これまでに経験のない規模の台風の接近に対する注意や、市町村の避難に関する情報に注意を払うことなどを府民へのメッセージとして発信し、府民の意識の切り替えを促す。

道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

第2節 警戒活動

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、泉佐野警察署、大阪管区气象台、岸和田海上保安署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、消防団、町会・自治会、自主防災組織、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者)

市は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

1. 気象観測情報の収集伝達

【本部運営班、農水班、河川下水道班】

市は、関係機関と連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

(1) 雨量

危機管理課は、管轄雨量観測所の正確な情報の把握に努め、市長へ報告する。

(2) 河川・ため池水位

ア. 上下水道局及び生活産業部は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき又は水防警報を受けたときは、観測した水位を調査し、市長へ通報する。

イ. ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、生活産業部へ水位状況を適宜通報する。

◎ため池水位の通報

(ア) ため池管理者は、あらかじめ個々のため池について通報水位を算出しておく。

(イ) ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は、降雨等の状況により溢水のおそれがあると認めたときは、直ちに市に通報するとともに、生活産業部農水班長及び関係水防管理団体に水位状況を通報するものとする。

(ウ) 市は、前項の通報を受けたときは、直ちに府及び関係機関に通報するものとする。なお、必要に応じ岸和田土木事務所、警察署に通報する。

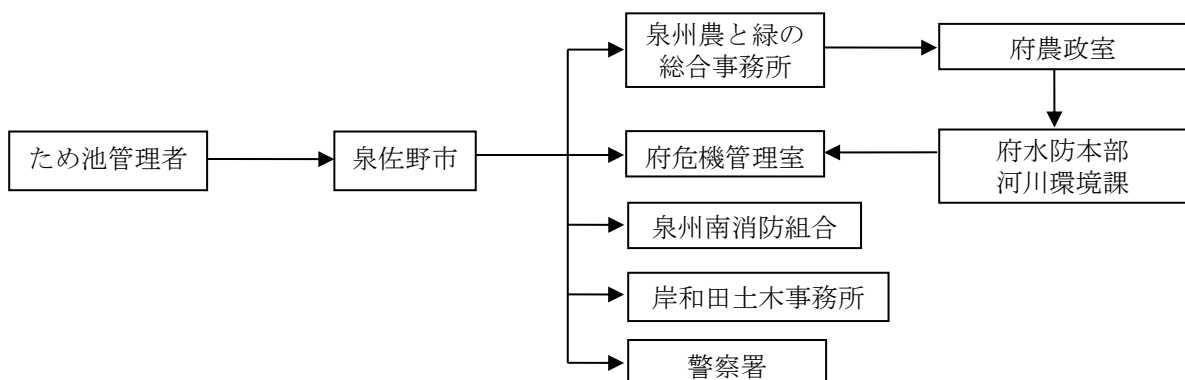


図 ため池水位の通報系統

(3) 潮位

ア. 上下水道局は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を河川・下水道班長に通報する。

イ. 上下水道局は、潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断されたとき

は、市長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(4) 津波高

- ア. 水防管理者は、津波のおそれを察知したとき、又は津波注意報、津波警報、大津波警報を受けたときは、津波高、津波到達時間等を所轄の現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に通報する。
- イ. 現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）は、水防管理団体から津波高等の通報を受けたときは、水防本部長に報告するとともに、状況に応じて府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(5) 情報交換の徹底

現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

2. 水防活動

【本部運営班、農水班、河川下水道班】

市域において洪水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。なお、災害対策本部が設置された場合は、同本部のもとに水防活動を実施する。

- (1) 水防区域監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに、所轄の現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に報告する。
 - ア. 堤防の亀裂、欠け・崩れ・沈下等
 - イ. 堤防からの溢水状況
 - ウ. 樋門の水漏れ
 - エ. 道路、橋りょう等の構造物の異常
 - オ. ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞ない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援を行う。
- (5) 防潮扉等の管理者・操作担当者等の任務を行う。
 - ア. 気象予警報等を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
 - イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。
- (6) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

3. 土砂災害警戒活動

【本部運営班、農水班】

豪雨、暴風等によって生じる土砂災害に備える。

- (1) 土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の警戒活動の基準
 - ア. 第1次警戒体制（警戒レベル3）
 - 予測雨量で、土砂災害発生基準を超過時
 - イ. 第2次警戒体制（災害対策A号配備）

土砂災害警戒情報の発表時

なお、山地災害危険地区は、上記基準を参考に警戒活動を開始する。

(2) 警戒活動

ア. 第1次警戒体制の場合

(ア) 各危険箇所において防災パトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

- a. 危険箇所及びその周辺の降雨量
- b. 斜面の地表水、湧水（濁り、涸渇等）、亀裂状況
- c. 斜面及び斜面上下段の竹木等の傾倒状況
- d. 斜面の局部的崩壊
- e. 溪流、ため池、水田等の急激な減水
- f. 人家等建物の損壊状況
- g. 住民及び滞留者数
- h. その他必要な情報

(イ) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災活動を要請する。

(ウ) 必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(エ) 住民等に避難の準備を行うよう広報を行う。

イ. 第2次警戒体制の場合

(ア) 適時・適切に、災害対策基本法に基づく避難指示を行う。

(3) 砂防ボランティア（斜面判定士等）の活用

市は府と協力してNPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、砂防ボランティア（斜面判定士等）を活用し、土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。

4. 異常現象発見時の通報

【本部運営班】

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した人は、遅滞なく施設管理者、市長、警察官又は海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に報告する。

(2) 市長の通報

通報を受けた市長は、直ちに大阪管区气象台、府又は府出先機関に通報するとともに住民に対して周知徹底をはからなければならない。

(3) 異常現象の種類

地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防からの漏水 ○ 湧水の出現 ○ 津波の前兆である海面の急激な変動 など 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地割れ ○ 井戸水位の急激な変動
水害 (河川、ため池等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 堤防の亀裂又は欠け・崩れ ○ 堤防からの溢水 ○ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など 	
土砂災害	①土石流	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山鳴り ○ 降雨時の川の水位の低下 ○ 川の流れの濁り及び流木の混在 など
	②地すべり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地面のひび割れ ○ 沢や井戸水の濁り ○ 斜面からの水の吹き出し など
	③がけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湧水の濁り ○ がけの亀裂 ○ 小石の落下 など
	④山地災害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湧水の量の変化(増加又は枯渇) ○ 山の斜面を水が走る など
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 竜巻 ○ 強いひょう ○ 突風 など著しき異常な気象現象 	

(4) 異常現象通報系統

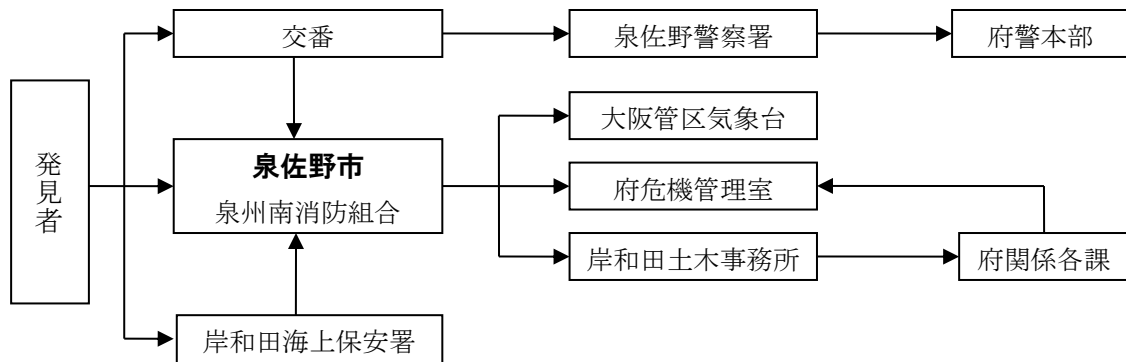


図 異常現象通報系統

(5) 受報事項

災害にかかる異常現象を発見した人等から通報がなされたときは、次の事項についてこれを受報し収集する。

- ア. 通報を受けた時刻
- イ. 通報者の住所、氏名、電話番号
- ウ. 異常現象等の発生を発見した時刻
- エ. 異常現象等の発生した場所
- オ. 異常現象等の内容
- カ. その他参考となるべき事項
- キ. 受報者氏名

5. ライフライン・交通等警戒活動

【河川下水道班、水道班、道路公園班】

ライフライン・交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

(1) 上水道・下水道施設管理者

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(2) 電力

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の確保

(3) ガス

- ア. 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ. 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ. 主要供給路線、橋りょう架管、浸水のおそれのある地下マンホール内整圧器等の巡回点検

(4) 電気通信

- ア. 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ. 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ. 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ. 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配備及び電源設備に対する必要な措置の実施
- オ. 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ. 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ. その他安全上必要な措置

(5) 道路管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- ア. 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ. 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

(6) 港湾、漁港施設管理者

- ア. 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- イ. 適切な案内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

6. 港湾警戒活動

第五管区海上保安本部、泉佐野警察、大阪港海難防止対策委員会等関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備え、市は、これに協力する。

(1) 第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）

在港中の船舶を港外の安全な場所に待避等させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

ア. 避難の要否、指示の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。

イ. 避難指示

電話・ファクシミリによる連絡、国際旗りゅう信号、無線通信、ラジオ放送、巡視艇によるサイレンの吹鳴、避難指示文書の交付などの方法で周知する。

ウ. 避難要領

(ア) 大型船舶は、港外へ避難させる。

(イ) 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

エ. 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要請のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

(2) 泉佐野警察署

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、次の措置を行う。

ア. 船舶に対する避難の指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導

イ. 河川防潮水門の閉鎖にともなう避難船舶の警戒

(3) 大阪港海難防止対策委員会

気象状況の推移に対応し、在港船舶の安全確保等について協議するとともに、海難防止に必要な措置について、連絡調整を図り、台風災害防止措置基準により、阪南港長（岸和田海上保安署長）に対し、船舶の避難指示等について具申する。阪南港長から発せられた避難指示等を関係者に伝達する。

7. 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、府及び市は、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、府、国及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。加えて、国は、災害応急対策に係る重要施設を有する所管事業者に対して、あらかじめ、燃料備蓄の補給状況等、災害に備えた事前の準備状況の確認を行うものとし、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。

第3節 津波警戒活動

(関係機関:岸和田土木事務所、大阪港湾局、岸和田海上保安署、泉州南消防組合、西日本旅客鉄道株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本電信電話株式会社、関西電力送配電株式会社、新関西国際空港株式会社(関西エアポート株式会社)、大阪ガスネットワーク株式会社、南海電気鉄道株式会社、日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

市は、津波の発生に備え、津波警戒活動を行うものとする。また、津波の発生時における水防活動等に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1. 避難対策等

【本部運営班、機動班、上下水道総務班、河川下水道班、避難所班、工事実施課】

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定するとともに、泉州南消防組合、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部(関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署)と協力して、避難指示、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

(1) 避難指示、誘導

次の場合、浸水のおそれ想定される区域などについて、住民や釣り人等の観光客、船舶等に対して、速やかに的確な避難指示を行い、高台などの安全な場所に誘導するものとする。

- ア. 「大津波警報」、「津波警報」が発表された場合
- イ. 停電、通信途絶等により「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- ウ. 「津波注意報」が発表され、かつ、潮位観測情報の「潮位予測」と津波情報で発表される「予想される津波の高さ」を合算した津波水位が青空市場周辺の地盤高1.6mを超える場合

(2) 周知の方法

避難の指示及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線や広報車等の活用、町会・自治会(自主防災組織を含む)等住民組織との連携、「おおさか防災ネット」の活用など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知するものとする。周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

(3) 消防機関等の活動

市及び消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。泉州南消防組合は、消火活動、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

- ア. 正確な大津波警報等の収集・伝達
- イ. 津波からの避難誘導
- ウ. 土嚢等による応急浸水対策
- エ. 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ. 救助・救急等

(4) 工事中の建築等に対する措置

市は、工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(5) 施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

2. 水防活動 【本部運営班、農水班、上下水道総務班、河川下水道班】

市は、津波の来襲が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

(1) 水防管理団体等

- ア. 召集体制を確立する。
- イ. 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡・通報を行う。
- ウ. 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府水防本部の所轄現地指導班長（大阪府岸和田土木事務所長）に報告する。
- エ. 水防に必要な資機材の点検整備を行う。
- オ. 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援。

(2) 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- ア. 大津波警報・津波警報・注意報等を入手したとき、又はラジオ、テレビ等により知ったときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- イ. 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

3. ライフライン・放送事業者の活動 【河川下水道班、水道班】

ライフライン及び放送に係わる事業者は、地震発生時、「第3編・第6章・第3節ライフライン・放送の確保」に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

(1) 上下水道

市、府、沿岸水道事業体及び大阪広域水道企業団は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

(2) 関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。また、火災等の二次災

害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するなど、必要な措置を講ずる。

(3) 大阪ガスネットワーク株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(4) 西日本電信電話株式会社等

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講ずるものとする。

(5) 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施する。

- ア. 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、大津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、大津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- イ. 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意する。
- ウ. 発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずる物とし、その具体的な内容を定める。

4. 交通対策

【道路公園班】

(1) 道路

市、府公安委員会、警察署長及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

(2) 海上及び航空

- ア. 第五管区海上保安本部は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。
- イ. 第五管区海上保安本部は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- ウ. 第五管区海上保安本部は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。
- エ. 第五管区海上保安本部は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措

置を講ずべきことを命じるものとする。

- オ. 第五管区海上保安本部、府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。
- カ. 新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、津波襲来による危険が予測される場合においては、速やかに飛行場の閉鎖を行うとともに、施設の点検を行い、利用者に対し、津波の来襲のおそれがある旨を周知する。

（3）鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止する。

（4）乗客等の避難誘導等

鉄道及びバス、フェリー等旅客船の事業者及び新関西国際空港株式会社（関西エアポート株式会社）は、列車の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画を定める。

5. 在港船舶に対する周知活動

第五管区海上保安本部は、津波の来襲が予想される場合には、直ちに航海中及び入港中の船舶に無線及び巡視船艇、航空機等により周知する。

（1）周知の方法

ア. 船艇による方法

巡視船艇によりサイレンを吹鳴しつつ拡声機により放送する。

イ. 放送による方法

第五管区海上保安本部運用司令センター及び大阪海上保安監部港内交通管制室から無線通信により放送するほか、緊急の際は、日本放送協会等の協力を得てラジオ放送を行う。

（2）緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

<資料>

- ・資料編：2－4 警戒体制と活動内容（大雨・地震・津波）

第4節 発災直後の情報収集伝達

(関係機関:泉州南消防組合、岸和田土木事務所、大阪港湾局、漁港管理事務所、泉佐野保健所、泉佐野警察署、岸和田海上保安署、各土地改良区、大阪泉州農業協同組合、泉佐野市林業振興協議会)

災害が発生した場合、被害状況等の調査、報告は災害応急対策実施の基礎となるため、市は、関係機関と相互連携をしながら適切に行うほか、必要に応じ収集した被災現場の画像情報を、災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図るなど、迅速かつ的確に、被害状況等の把握を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

1. 情報収集伝達経路

【総務部、都市整備部、上下水道部、生活産業部、健康福祉部、こども部、教育部、情報班】

各部は、自己の部に属する被害状況を把握し、情報班へ報告する。情報班は収集した情報を整理し、情報総括責任者である市長公室長へ報告をする。情報総括責任者は、収集した情報を総括し本部長へ報告する。

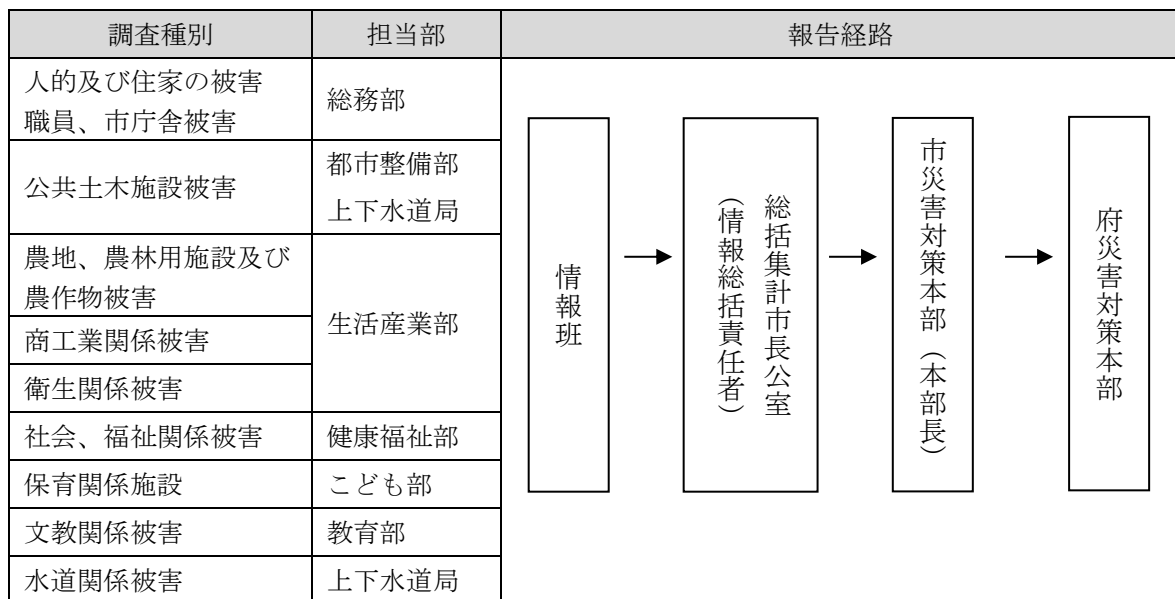


図 情報収集伝達経路

2. 被害状況の把握

【総務部、都市整備部、上下水道部、生活産業部、健康福祉部、こども部、教育部、情報班】

(1) 把握を行う事項

- ア. 火災発生状況
- イ. 避難の必要の有無及びその状況
- ウ. 主要な道路、橋りょう、信号機等の被災状況

- エ. 救急・救助活動の必要の有無及びその状況
- オ. 住家の被害その他の物的被害
- カ. 電気・ガス・電話・水道その他の機能被害
- キ. 庁舎周辺の被害状況
- ク. 消防機関への通報状況
- ケ. 管内警察署からの情報（通報状況等）
- コ. 関係機関からの情報
- サ. 住民等からの情報
- シ. 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- ス. その他本部長が必要と認める特命事項

（2）収集報告を行う事項

- ア. 被害の原因
- イ. 災害が発生した日時
- ウ. 災害が発生した区域・場所
- エ. 被害状況
- オ. 災害に対して既にとった措置
- カ. 災害に対して今後とろうとする措置
- キ. 災害対策に要した費用の概算額
- ク. その他必要な事項

被害の報告基準については、被害状況等報告基準（資料編：7－8）参照

（3）調査方法

調査班の編成、調査時期、調査表の様式などについては、「泉佐野市災害対策本部活動実施要領」による。

（4）調査報告の留意事項

- ア. 被害状況の迅速かつ的確な把握を期すため、関係機関と常に連絡を図る。
- イ. 本部への報告は、応急被災状況報告書又は別紙の様式（資料編：7－1、2、3）より実施するが、緊急を要する報告は無線、電話等で行う。
- ウ. 被害の様子については可能であれば、写真を添付する。
- エ. 被害の調査については、泉佐野警察と連絡をとる。

（5）住民からの通報

住民からの被害発生などの通報があった場合は、直ちに災害対策本部へ報告しなければならない。市は、担当班を派遣して、被害状況調査及び災害応急対策を実施する。

また、住民からの通報内容は様式に記入したうえでカテゴリーごとに分類し、データベースとして整理する。

(6) 被害状況の情報整理

収集した被害情報をとりまとめ、災害発生場所が地図上で把握できるように整理する。また、整理した結果をデジタル化するために必要となる、地図情報システムの構築に向けた検討を行う。

3. 被害状況の伝達 【本部運営班、生活産業部、都市整備部、上下水道部、健康福祉部】

本部運営班は、収集した被害状況のうち、必要なものを整理して、次のとおり関係機関等に連絡する。また、情報の正確さを期すため関係機関等の情報を相互に交換する。

- (1) 報告を要する関係機関
- (2) 応急対策を実施する災害対策本部の各部
- (3) 報道機関
- (4) 住民

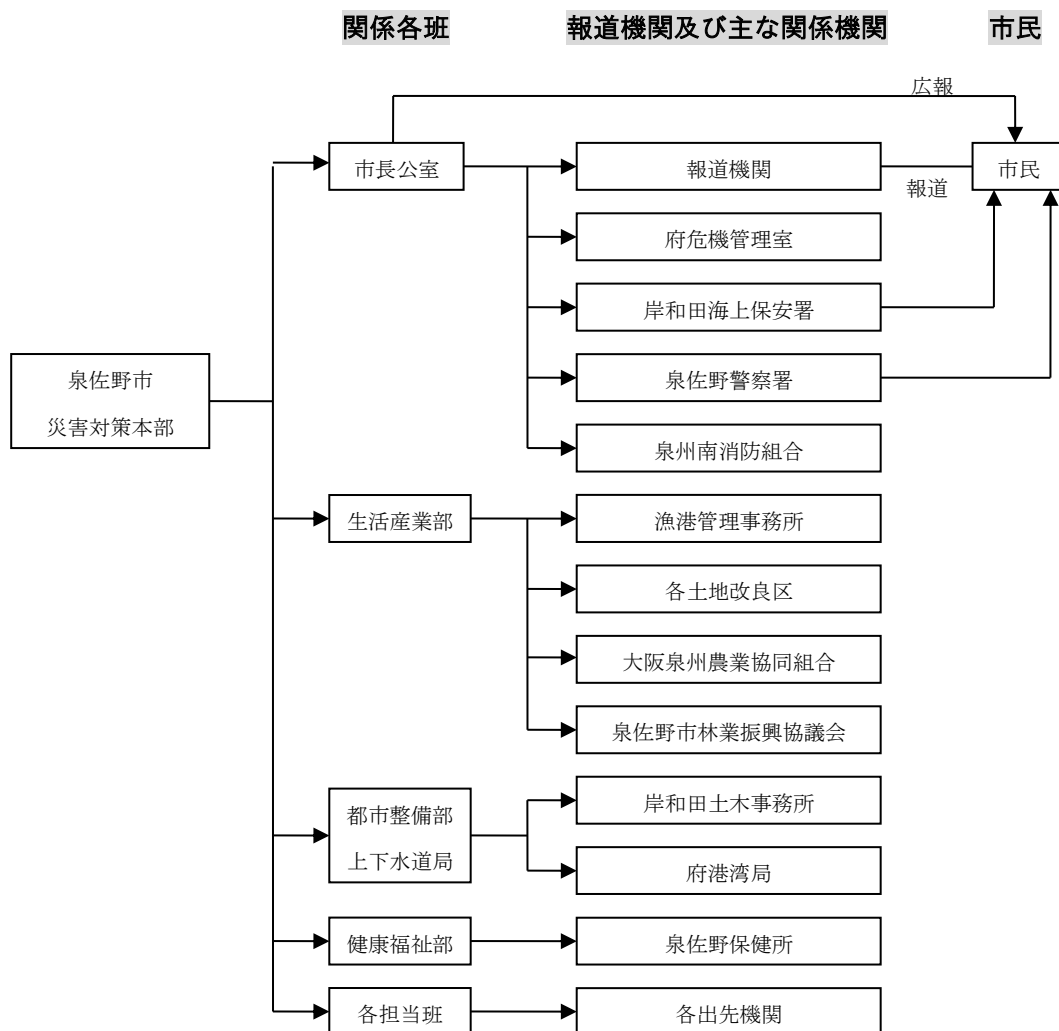


図 関係機関への情報伝達系統

4. 府及び国への報告

【本部運営班】

調査収集し又は報告を受けた被害状況は、次の報告の基準及び要領により府に報告する（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）。府に対する被害状況等の報告については、

災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）による。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

（1）被害状況等即報（資料編：7-1）

本部運営班は、取りまとめた情報を途中経過として随時、府へ報告する。

ア．府に報告する内容

（ア）人的被害

死者数、行方不明者数、負傷者（重傷者、軽傷者）数

（イ）住家被害

全壊（全焼・流失）、半壊（半焼）、一部破損、床上・床下浸水の棟数、世帯数、人数

（ウ）災害対策上必要と認められる事項の概要

火災、津波、土砂災害の発生状況、避難、応援の必要性、災害拡大のおそれ等

（エ）災害対策本部設置の報告

災害対策本部を設置した場合は、設置した旨の報告

イ．報告の方法

府防災情報システムに入力するが、故障等の原因により運用できなくなった場合は、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等によって報告する。

報告の開始時点は次のとおりである。

（ア）府域において震度4の地震が発生したとき

（イ）津波警報が発表されたとき

（ウ）気象警報が発表されたとき

（エ）その他上記以外で、被害が発生した場合、又は火災事故等で特異なものが発生した場合で、府が入力を依頼したとき

（2）被害状況報告（資料編：7-1）

災害発生直後の府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、速やかにその内容を報告する。報告方法は、被害状況等即報と同様である。

（3）災害確定報告（資料編：7-1）

応急措置が完了した場合は、災害確定報告として被害状況報告様式の全項目について報告する。報告方法は被害状況等即報と同様である。

（4）119番通報殺到状況の報告

市は、消防機関への通報が殺到した場合には、その状況等の情報を府及び消防庁に速やかに報告する。

（5）国への報告

府への報告が通信の途絶等によりできない場合又は地震が発生し市域内で震度5強以上を記

録したものについては、被害の有無を問わず直接国（消防庁）に報告することとし、応急措置が完了した後は速やかに府に災害確定報告を行う。

（6）土砂災害発生時の報告（資料編：7-2、3、4）

土石流、地すべり、急傾斜地等の土砂災害が発生した場合は、被害状況報告を府危機管理室に対して行うとともに、岸和田土木事務所等に対し報告を行う。

（7）火災等に関する報告

火災等に関する報告は、府に対して行う。但し、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を府に加え、消防庁に対しても報告する。即報に当たっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、消防機関等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

5. 通信手段の確保

【本部運営班、地域支援班】

災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。なお、市は、災害応急に必要となる通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

また、西日本電信電話株式会社（関西支店）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。

（1）関係機関の通信窓口

関係機関は、災害時における通信等の錯綜をさけるため、災害用電話を指定し、窓口の統一を図るものとする。（資料編：5-1）

（2）電気通信設備の優先利用

関係機関は、応急対策の実施等について、緊急かつ特別の必要がある場合は、通信事業者等の協力により、電気通信設備の優先利用による非常通信を行う。

（3）無線通信設備による通信連絡

無線通信設備を使用して通信の確保を図る。

ア. 防災無線通信

（ア）大阪府非常通信経路計画市町村系（資料編：5-2）（非常時のみ）

（イ）防災行政無線陸上移動局配置表（資料編：5-4）

（ウ）防災行政無線屋外子局一覧・位置図（資料編：5-5）

イ. 携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努

める。

第5節 災害広報

(関係機関:日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

市及び府をはじめ防災関係機関は、相互に協議調整し、市民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供する。

1. 実施機関

【本部運営班、情報班、機動班】

総括部本部運営班は、総括部情報班、機動班との密接な連携協力のもとに広報内容の一元化を図り、市民に混乱が生じないように広報を行う。

2. 災害モード宣言

府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合
- イ 大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模以上の高潮が見込まれる場合

(2) 地震

府域に震度 6 弱以上を観測した場合

(3) その他自然災害等

その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

(2) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

3. 広報内容

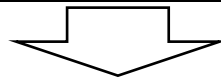
【本部運営班、情報班、機動班】

広報は、平常時の広報手段を活用するほか、指定避難所への広報誌の掲示など、各段階に応じ

て次のような方法により広報活動を実施する。

(1) 広報の内容

災害発生直後の広報		
<p>【台風接近時】 ア. 台風についての情報 （進路予想図、予報円等）や気象の状況 イ. 不要・不急の外出抑制の呼びかけ ウ. 鉄道等の交通機関の運行情報の収集 など</p>	<p>【地震発生直後】 ア. 地震の規模・津波情報 （津波の規模、到達予想時刻等）・余震・気象の状況 イ. 出火防止、初期消火の呼びかけ ウ. 要配慮者への支援の呼びかけ など</p>	<p>【風水害発生直後】 ア. 災害の規模・気象等の状況 イ. 要配慮者への支援の呼びかけ ウ. 土砂災害（二次的災害）の危険性 など</p>



その後の広報
<p>ア. 二次災害の危険性 イ. 被災状況とその後の見通し ウ. 被災者のために講じている施策 エ. ライフライン（水道、下水道、電力、ガス等）や交通施設等の復旧状況 オ. 医療機関などの生活関連情報 カ. 交通規制情報 キ. 義援物資等の取扱い など</p>

(2) 広報の方法

- ア. 広報紙の内容変更・臨時発行、広報番組の内容変更等
- イ. ヘリコプター・広報車やハンドマイクによる現場広報
- ウ. 市防災行政無線（同報系）による地区広報
- エ. 避難場所等への職員の派遣、広報紙、チラシの掲示・配布
- オ. 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- カ. インターネットやSNS、CATVの活用
- キ. 点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮したきめ細かな広報
- ク. 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の市民団体の協力
- ケ. 「おおさか防災ネット」の活用
- コ. 携帯電話事業者が提供する緊急時メール速報サービス等の活用

(3) 災害時の広報体制

- ア. 広報責任者による情報の一元化
- イ. 広報資料の作成
- ウ. 関係機関との連絡調整

4. 報道機関との連携

【本部運営班】

(1) 緊急放送の実施

日本放送協会、朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802は、次の場合に緊急放送を行う。

- ア. 大津波警報等が発せられた場合
- イ. 「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、知事の放送要請があった場合
- ウ. 災害対策基本法の規定により市長から放送を求められた場合
- エ. 大規模地震対策特別措置法による警戒宣言が発せられた場合
- オ. その他独自の非常災害対策規定に基づき緊急放送を行う。

(2) 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

(3) 要配慮者に配慮した広報

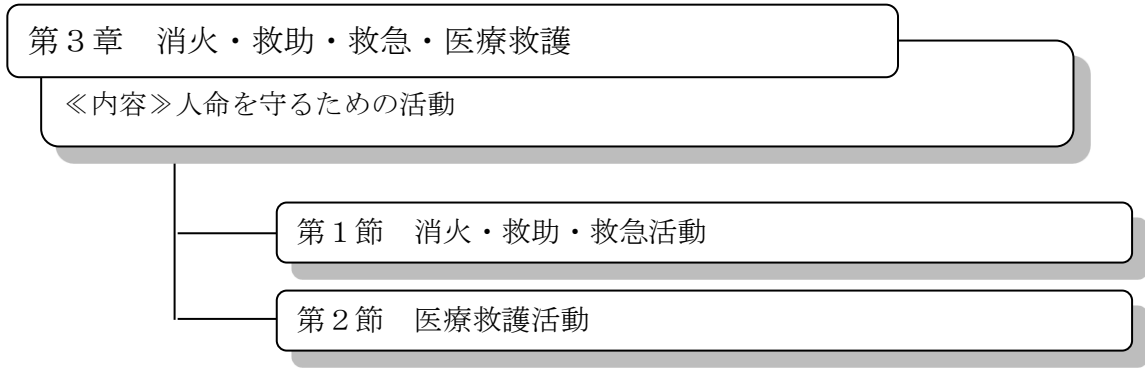
- ア. 障害者への情報提供
広報にあたっては、ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送の活用など、障害者に配慮した広報を行う。
- イ. 外国人への情報提供
市は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。
- ウ. 避難行動要支援者への情報提供
広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮した広報を行うよう努める。

5. 広聴活動の実施

【全部局】

被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専門電話及び専用ファクシミリを備えた総合相談窓口を開設するなど、積極的に広聴活動を実施する。

第3章 消火・救助・救急・医療救護



第1節 消火・救助・救急活動

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、自主防災組織)

市は、泉州南消防組合、府警察、第五管区海上保安本部及び自衛隊と、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施する。

また、国や府との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図る。

1. 災害発生状況の把握

【本部運営班】

高所見張り、ヘリコプター、高所カメラ等を通じて、被災状況の早期把握と関係機関への情報伝達に努める。

2. 消火活動

- ア. 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。
- イ. 延焼動態から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

大規模火災時
木造建築物の面積及び建ぺい率、消防車両の走行状況、あるいは水利状況等が悪い地区においては、延焼の防止を主に防ぎよ体制をとる。
危険物火災時
消防法上の定める危険物、火薬類、ガス類、毒劇薬及び放射性物質等の防ぎよにあたっては、その性質及び量等から冷却消火、化学消火、窒息消火及び除去消火等を講じ、周辺への延焼防止等にあたるるとともに、消防警戒区域等を設定し、関係者以外の立ち入り禁止及び周辺住民を避難させる等の処置をとるなど、不測の事態に備える。
断水、減水時
消防水利のうち水道消火栓が断・減水した場合は、周辺の消火栓及び自然水利等を併用して防ぎよにあたるものとするが、地震等により、広範囲にわたって断・減水した場合は、防火水槽・プール・河川・ため池等を活用するものとする。

3. 救助・救急活動

- ア. 警察署及び関係機関との密接な連携のもと、人命救助活動や行方不明者の捜索を実施する。
- イ. 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。
- ウ. 救助・救急活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
- エ. 初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

後に、傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等の判断は、現地に応急救護所を設置して行う。なお、負傷の程度や収容能力等により応急救護所では対応できない場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

4. 実働組織間の調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

5. 相互応援

【本部運営班】

- (1) 市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できない場合、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要な場合、又は資機材が必要な場合は、府、他の市町村などに応援を要請する。
- (2) 被災しなかった場合は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、速やかに応援を行う。被災市町村は、応援市町村に対して、災害の状況、地理などの情報を提供する。
- (3) 海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

6. 自主防災組織等

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。また、泉州南消防組合、警察署など関係機関との連携を図る。

7. 惨事ストレス対策

【人事班】

捜索、救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第2節 医療救護活動

(関係機関: 自衛隊、日本赤十字社、りんくう総合医療センター、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、大阪府泉佐野保健所)

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、時間の経過とともに救命率が低下する。このため、市は、医療関係機関と密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短時間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。その際、効率的な負傷者救護のためには、適切な優先順位（トリアージ）の決定を行う必要がある。

また、甚大な規模の災害にあつては、負傷者の病院への収容が遅滞することから、避難所などに救護所を設け、対応にあたる。さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

さらに、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

1. 医療情報の収集活動

【医療保健班、本部運営班】

市は、災害拠点病院、泉佐野泉南医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに府に報告する。医療情報の把握及び報告は、大阪府広域災害・救急医療情報システム及び府防災行政無線を用いる。

また、市は、住民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2. 医療救護活動

【医療保健班】

(1) 医療救護班の編成・派遣

市及び保健所保健医療調整本部は、災害発生後、直ちに市災害医療センター（りんくう総合医療センター）・医師会等と医療機関の被災状況等を踏まえた上で、医療救護班の派遣について協議し、必要に応じて大阪府災害対策本部保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請する。

大阪府災害対策本部保健医療調整本部は、DMAT及び日本赤十字社大阪府支部等へ医療救護班の派遣要請を行う。

次の医療関係機関は府、市の要請、又は自ら必要と認めたときは、医療救護班を避難所等、市の定める参集場所に派遣して医療救護活動を実施する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当面必要な資機材等を携行する。

府は、泉佐野保健所管内の保健医療活動の総合調整を行うため、保健所内に保健所保健医療調整本部（本部長：保健所長）を設置する。

(医療関係機関)

災害拠点病院、特定診療災害医療センター、りんくう総合医療センター、近畿地方医務局、地域医療機能推進機構、日本赤十字社大阪府支部、大阪府医師会、大阪府歯科医師会、大阪府薬剤師会、泉佐野泉南医師会、泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会、歯科系大学

(2) 医療救護班の搬送

ア. 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ. 市及び府

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、市及び府が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

急性期には、災害派遣医療チーム（DMAT）の受入れ窓口が、地域の所属するDMAT活動拠点本部に設置され、医療班の管理を行う。中長期的な医療救護班については、市は保健所保健医療調整本部、医師会等と連携し、救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の業務

- ア. 患者に対する応急処置
- イ. 医療機関への搬送の要否及びトリアージ
- ウ. 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ. 助産救護
- オ. 被災住民等の健康管理
- カ. 死亡の確認
- キ. その他状況に応じた処置

(薬剤師班)

- ア. 救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- イ. 救護所、医薬品の集積場所等における医薬品仕分け及び管理
- ウ. 医薬品等の確保及び供給の協力
- エ. その他医療救護を実施する上で必要な措置

(歯科医療班)

- ア. 歯科医療を必要とする傷病者に対する応急処置及び歯科医療
- イ. 傷病者に対する口腔衛生指導
- ウ. その他医療救護を実施する上で必要な措置

(5) 救護所の設置・運営

市は、応急救護所を設置・運営するとともに、指定避難所その他適当な場所に医療救護所を設置し運営する。

医療機関の開設者から承諾が得られた場合、医療機関を医療救護所として指定する。

ア. 設置基準

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために、市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数で、市内医療機関だけでは対応できない場合
- (ウ) 被災地域と医療機関との位置関係又は傷病者数と搬送能力との関係から被災地域から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地域での対応が必要な場合

イ. 設置場所

救護所の設置場所は、現場救急活動が必要な災害現場及びあらかじめ選定した予定場所の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況に応じて決定する。

第五管区海上保安本部は、可能な範囲で医師や看護師に対し、ヘリコプター搭載型巡視船等に設けられた医務室を提供するほか、宿泊等の便宜を図る。

- ・ 応急救護所設置場所：集中して負傷者が出る地域
- ・ 医療救護所設置場所：学校の医務室、避難所、市関係施設、その他医療機関

ウ．運営方法

次の事項に留意のうえ、救護所を運営する。

- (ア) 交代要員の確保
- (イ) 携帯電話等通信手段の確保
- (ウ) 医療品、医療用資機材の補給
- (エ) 医療用水の確保
- (オ) 食糧、飲料水の確保
- (カ) その他医療救護活動に必要な事項

(6) 救護所における現地医療活動

ア．応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される救急医療班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ．医療救護所における臨時診療活動

府、市、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

3. 後方医療活動

【医療保健班】

救護所では対応できない患者や、病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア．陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として市が所有する救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び府が搬送車両を確保する。

イ．航空機搬送

市は、災害状況に応じてドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機などが必要な場合、府に要請する。

(3) 広域医療搬送

空港等に広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）を設置し、被災地域内で対応困難な重症患

者の症状の安定化を図り、被災地域外へ搬送を行う。

(4) 災害医療機関の役割

ア. 災害拠点病院

(ア) 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は、下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整を行う。

(イ) 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は、次の活動を行う。

- a. 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- b. 医療救護班の受入れ、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣
- c. 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- d. 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

イ. 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- (ア) 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- (イ) 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- (ウ) 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- (エ) 疾病に関する情報の収集及び提供

ウ. 市災害医療センター（りんくう総合医療センター）

りんくう総合医療センターは、次の活動を行う。

- (ア) 市の医療拠点としての患者の受入れ
- (イ) 市災害対策本部、泉佐野泉南医師会等との連携
- (ウ) 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

エ. 災害医療協力病院

災害医療協力病院は、りんくう総合医療センター等と協力し、率先して患者を受入れる。

4. 医薬品等の確保供給活動

【医療保健班】

市及び府は、地域の医療機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、府に対して供給の要請を行う。

5. 被災者の精神的・心理的ケア

【医療保健班】

(1) 巡回相談の実施

被害精神障害者の継続的医療の確保と、避難所等での精神疾患の急発・急変の救急対応を行うため、避難所等で巡回相談を実施する。

(2) こころのケアセンターの設置

災害時に発生するPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に対し、精神医学・臨終心理学等の専門家による心理的なカウンセリングを実施し、情緒の安定を図るなど長期的な被災者のこころのケア対策を行うセンターを設置する。

6. 個別疾病対策

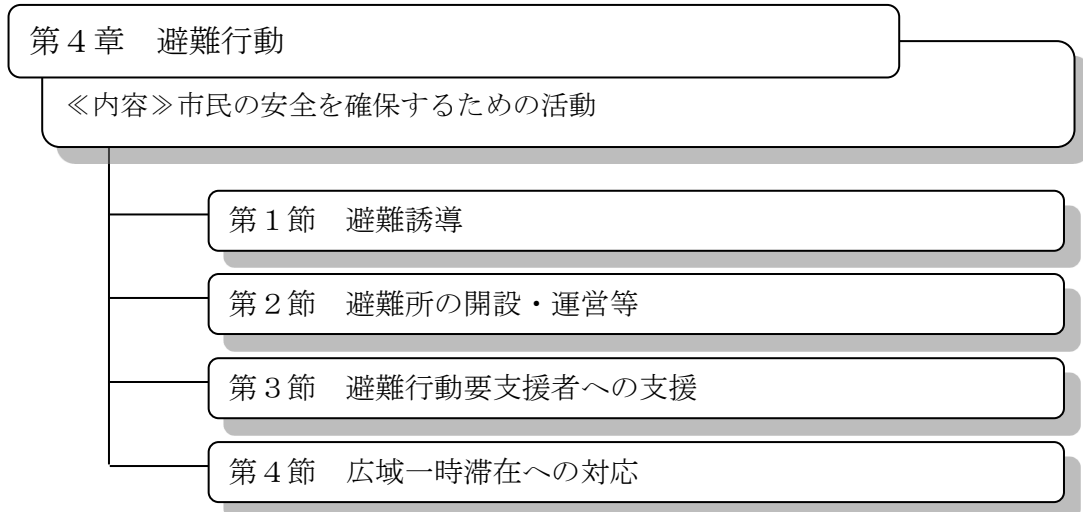
【医療保健班】

専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

<資料>

- ・資料編：6. 医療関係
- ・資料編：7-6 災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表

第4章 避難行動



第1節 避難誘導

(関係機関:泉州南消防組合、自衛隊、消防団、町会・自治会、自主防災組織)

災害から住民の安全を確保するため、市及び関係機関は相互に連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずるものとする。その際、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難誘導等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

[関係マニュアル:避難情報の判断基準・伝達マニュアル]

[関係計画:避難行動要支援者避難行動支援プラン]

1. 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令

【本部運営班】

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難指示等の発令を行う。躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

発令に際しては、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」に示す下記の項目に従い行うものとする。

- (1) 避難指示等の種類
- (2) 避難指示等発令時の住民に求める行動
- (3) 避難指示等の伝達方法
- (4) 避難指示等の発令基準
- (5) 避難指示等発令の対象区域
- (6) 避難指示等の伝達文例

なお、避難指示等発令の標準的な意味合いを以下に示す。

表 避難指示等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)
警戒レベル2	<p>自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。 	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(注意) ・土砂災害に関するメッセージ情報(注意)
警戒レベル3	<p>危険な場所から高齢者等は避難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。 	<p>高齢者等避難 (市長が発令)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(警戒) ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッセージ情報(警戒) ・高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報

警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報（非常に危険） ・高潮警報 ・高潮特別警報
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 （市長が発令）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2 ・（大雨特別警報（土砂災害））※2 ・高潮氾濫発生情報

注1 津波は突発的に発生することから、津波浸水想定等の居住者等は、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市町村長の避難指示の発令を待たずに、自主的かつ直ちに可能な限り高く安全な場所に避難する。なお、津波においては基本的には「避難指示」のみが発令される。

注2 市町村長は、居住者に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。

注3 市町村長が発令する避難指示等は、市町村が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけではなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※2の大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。

注6 気象庁では令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。

表 避難指示等の権限

種別	指示を行う要件	指示を行う者	根拠法規
災害全般	市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認める場合は、避難のための立ち退きの指示を行う。	市長	災害対策基本法第60条
	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなった時は、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	知事	
	(1) 市長から要請があった場合 (2) 市長が避難指示をできないと認められ、かつ指示が急を要する場合	警察官 海上保安官	災害対策基本法第61条
	火災の拡大又はガスの拡散等が迅速で人命の危険が著しく切迫していると認める場合。	消防長又は 消防署長	消防法第23条の2
	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛官（災害派遣を命ぜられた部隊）	自衛隊法第94条
洪水	洪水によって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認める区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員、水防管理者	水防法第29条
地すべり	地すべりによって著しい危険が切迫していると認められる場合は、必要と認められる区域の市民に対して避難のための立ち退きを指示する。	知事、その命を受けた職員	地すべり等防止法第25条

2. 避難指示等の発令判断に関する留意点

【本部運営班】

(1) 高齢者等避難の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。また、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。

(2) 高齢者等避難の活用

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者のみならず、土砂災害警戒区域等の風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。また、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(3) 緊急安全確保、避難指示

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立ち退きを指示する。また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める

地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努める。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

これら避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

知事は、市が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。（災害対策基本法第60条）

（4）住民への周知

市長は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

また、府及び市、事業者は、避難者等のニーズを十分把握するとともに相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。

3. 洪水、高潮、土砂災害による避難準備の指示

市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区において、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、防災行政無線等により住民に避難の準備を広報する。

4. 避難者の誘導

【本部運営班、被災者支援班】

避難の誘導は、泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な避難誘導を行うものとし、極力安全と統制を図り実施する。

避難誘導にあたっては、市は、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、府警察の協力を得るとともに、自主防災組織や自治会、赤十字奉仕団等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。府が示した指針に基づき、市町村が作成するマニュアルに則して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

（1）誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、避難

行動要支援者及び介助者を優先して行うものとする。

なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

- (2) 避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- (3) 避難にあたっては、携行品を必要最小限に制限し、早期に避難を完了させる。
- (4) 避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- (5) 在宅の避難行動要支援者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要支援者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。
- (6) 帰宅困難者については、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行うほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

5. 学校・社会福祉施設等における避難対策

【避難所班】

学校、幼稚園、認定こども園、社会福祉施設及び病院等、集団退避を必要とする施設にあっては、平常時から市、泉州南消防組合及び警察署等の関係機関と協議のうえ、下記事項について避難計画を定め、避難訓練を実施するとともに、災害時に安全な避難ができるよう、関係機関と連絡を密にする。

- (1) 避難実施責任者
- (2) 避難の時期（事前避難の実施等）
- (3) 避難の順位
- (4) 避難誘導責任者・補助者
- (5) 避難誘導の要領・処置
- (6) 避難者の確認方法
- (7) 家族等への引き渡し方法
- (8) 登下校時の安全確保（緊急通学路の指定）
- (9) 通学路周辺の危険箇所の把握（ブロック塀等の危険性）

6. 警戒区域の設定

【本部運営班】

市長等は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの制限、禁止又は退去を命じることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署、泉州南消防組合等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合に縄を張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置するものとする。さらに、警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のた

めのパトロールを実施する。

7. 広域避難

(1) 府内市町村間の広域避難の協議等

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議する。指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(2) 都道府県外の広域避難の協議等

市は、他府県の市町村への受入れについては府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。

府は、市から協議要求があった場合、他府県と協議を行うとともに、市から求めがあった場合は適切な助言を行う。

表 警戒区域の設定権限

設定権者	種類	要件（内容）	根拠法規
市長	災害全般	住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第63条
知事	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長が実施すべき応急対策の全部又は一部を代行する	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	災害全般	同上的場合において、市長若しくはその委任を受けた市の吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったとき	災害対策基本法第63条
派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り	災害対策基本法第63条
消防吏員又は消防団員	水災除く災害	火災等の現場において（消防警戒区域）	消防法第36条において準用する第28条、第23条の2
水防団長 水防団員又は消防機関に属する者	洪水高潮	水防上緊急の必要がある場所において	水防法第21条

なお、警察官は消防法第28条、第36条、水防法第21条の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいないか、又は要求があったときは、警戒区域を設定できる。

第2節 避難所の開設・運営等

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野警察署、町会・自治会、自主防災組織)

市は、災害が発生したとき、避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、災害による家屋の滅失、損壊により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる避難所を指定し、開設するものとする。

[関係マニュアル:避難所運営マニュアル]

1. 避難所の開設

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班】

災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国等が所有する研修施設やホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

避難が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、指定避難所を開設する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とする事ができる。

また、指定避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合は、公共宿泊施設、民間施設の管理者等、関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努めるものとする。

併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(1) 避難所の開設

ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合に、災害の種類、被害状況等を特に考慮し、適切な避難所を選定するとともに、避難所を開設するときは、速かに避難所の施設の管理者に連絡する。

イ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、事前に避難所運営のための地域防災支援員を職員の中から選任し、避難所の開設と被災者の受入れにあてる。

ただし、緊急を要する場合で、地域防災支援員の派遣が困難な場合は、町会・自治会（自主防災組織を含む）の役員を開設者とする事ができる。

- ウ. 地域防災支援員は、避難所の開設に先立ち、施設の被害状況等を確認し、安全を確認したうえで避難所を開設する。
- エ. 避難所を開設した場合、本部運営班は直ちに次の事項を知事、泉佐野警察署長及び泉州南消防組合消防長に報告する。(閉鎖したときも同様に報告する。)
 - (ア) 開設の日時、場所
 - (イ) 箇所数及び収容人員
 - (ウ) 開設期間の見込み
 - (エ) 避難対象地区名(急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流名等災害危険区域名)
- オ. 避難所開設の期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、収容期間の延長の必要があるときは、期間を延長することがある。

(2) 避難所の受入れ対象者

- ア. 住居が全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等の被害を受け、日常起居する場所を失った人
- イ. 現に被害を受けた人
- ウ. 災害により、現に被害を受けるおそれがある人
- エ. 避難命令が出た場合、又は避難指示は発せられないが、緊急に避難することが必要である人
- オ. その他避難が必要と認められる人

2. 避難所の管理・運営

【本部運営班、地域支援班、地域防災支援員、避難所班、保育班】

(1) 避難者の受入れ

- 地域防災支援員は、地域団体や施設管理者と協力し、次の事項に留意して避難者の受入れを行う。
- ア. 避難地域の被災者を受入れるとともに、他地区より避難してきた被災者についても受入れられる。
 - イ. 避難者の受入れをしたときは、直ちに避難者名簿を作成する。
 - ウ. 避難者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ能力に余力がないときは、災害対策本部の指示を受け、他地区の避難所に避難者を誘導する。
 - エ. 避難所の受入れ能力を超える避難者が生じた場合、本部運営班は民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、府への要請等により必要な施設の確保を図る。

(2) 避難所の管理、運営

- 市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、「泉佐野市避難所運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。
- ア. 地域団体、避難者、地域防災支援員、施設管理者等から成る避難所運営委員会を設置し、指定避難所の運営を行う。
 - イ. 指定避難所ごとに受入れ避難所に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定

避難所外で生活している避難者に係る情報の把握並びに府への報告を行う。

- ウ. 地域防災支援員は、避難所開設状況報告書により受入れ状況を地域支援班に報告する。
- エ. 地域防災支援員は、次の事項が発生したときは、防災行政無線等により直ちに地域支援班に報告する。
 - (ア) 被災者の受入れを開始したとき
 - (イ) 受入れ者全部が退出又は転出したとき
 - (ウ) 受入れ者が死亡したとき
 - (エ) 避難所に悪疫が発生したとき
 - (オ) その他報告を必要とする事項が発生したとき
- オ. 混乱防止のための避難者心得の掲示
- カ. 生活環境を、常に良好なものとするための食事供与及びトイレの設置状況等の把握に努める。
- キ. 避難行動要支援者については、十分に状況を把握し、介護者が不在の場合は他の避難者（健常者）等なるべく多くの住民との連絡を確保する。また、市は、必要に応じて、地域防災支援員や社会福祉施設の管理者等と連携して、福祉避難所、社会福祉施設への入所（二次的避難）を図る。
- ク. 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置を講じる。
- ケ. 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。
- コ. 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）。
- サ. 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底する。
- シ. 応急給水用具等を管理する。
- ス. 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- セ. 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- ソ. 避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に考慮する。
 - (ア) 間仕切り（一人暮らしの女性、高齢者・障害者、乳幼児のいる家族等）の設置
 - (イ) 男女別・障害者用のトイレ、更衣（又は化粧）スペースの設置
 - (ウ) 女性用洗濯物の干し場の確保
 - (エ) 授乳スペース・育児スペースの確保
 - (オ) 男女ペアでの巡回警備等による安全確保
 - (カ) その他必要なもの
- タ. 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスタ

一を掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

- チ. 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れること
- ツ. 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努めること
- テ. 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めること
- ト. 各指定避難所の運営者とともに、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換を行うこと
- ナ. 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局は、保健福祉担当部局と避難所の運営に必要な情報について協議の上、共有するものとする。

(3) 指定避難所の統合、閉鎖

- ア. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、指定避難所の閉鎖を決定し、地域防災支援員に必要な指示を与える。
- イ. 地域防災支援員は、市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な処置をとる。
- ウ. 避難者の帰宅、応急仮設住宅への入居等により、避難所生活者が減少した時は、地域単位等で避難所を統合する。
- エ. 市長（警戒体制配備時は副市長）は、避難者のうち住居が倒壊等により帰宅困難な者がある場合については避難所を縮小して存続させる等の処置をとるものとする。

3. 避難所の早期解消のための取組み等

【地域支援班、建築班】

市は、府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

<資料>

- ・資料編：9－2 指定避難所一覧・位置図

第3節 避難行動要支援者への支援

(関係機関:泉州南消防組合、泉佐野社会福祉協議会、自主防災組織)

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の避難や救出の困難さ、避難所生活の困窮等がある避難行動要支援者への福祉サービスの提供を行う。ここでは、主に要援護高齢者・障害者等に関する支援・対応を定め、さらに、旅行者、外国人に関する支援・対応についても定める。

また、府は避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム(大阪DWA T)を市へ派遣し、支援する。

[関係計画:避難行動要支援者避難行動支援プラン]

1. 避難行動要支援者の被災状況の把握等

【被災者支援班】

(1) 安否確認・避難誘導・被災状況の把握

市は、発災時等においては、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「避難行動要支援者避難行動支援プラン」に基づき、民生委員児童委員をはじめ、地域住民や自主防災組織等の協力を得て、在宅の要援護高齢者・障害者等の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認を行うよう努めるとともに、単独での避難行動に支障があると認められる者の避難誘導の実施に努める。

社会福祉施設等の管理者は、災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合、施設の入所者、利用者の安全を確保し、施設設備、入所者、職員及び福祉関連スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

(2) 福祉ニーズの把握

市は、避難行動要支援者に適切な援護を実施するため、発災後2～3日を目途に、避難所及び在宅の避難行動要支援者の実態調査を行う。

ア. 避難所の避難行動要支援者

避難所管理者の協力を得て、避難行動要支援者を対象として、健康状態等を調査する。

イ. 在宅の避難行動要支援者

避難行動要支援者の生活状況を把握する。

ウ. 巡回相談の実施

市は、避難所を定期的に巡回し、相談窓口を開設するなど、避難所周辺住民も含めた相談業務を行うとともに、地域の保健・福祉のニーズの把握に努める。

2. 被災した避難行動要支援者への支援活動

【被災者支援班】

(1) 在宅福祉サービスの継続的提供

被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要

支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

（2）避難行動要支援者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、指定避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意志を尊重した上で、福祉避難所への避難、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう、支援を行う。

（3）広域支援体制の確立

避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、府に報告を行うことで、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

3. 旅行者・外国人対策

【被災者支援班、商工班】

（1）避難誘導

災害が発生した場合、又は災害の発生のおそれがある場合、宿泊施設においては、宿泊施設の責任者や従業員により、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難場所、避難所に誘導する。その際、旅行者に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努めるものとする。

（2）安否確認

市は、旅行者の安否について、警察・泉州南消防組合と情報を交換し、ボランティア団体やマスコミ等と協力して、宿泊施設の宿泊記録等により調査し、できる限り状況の把握に努める。

（3）応急食料・飲料水・生活必需品の供給

市は、旅行者に対して、宿泊施設等と協力して、できる限り必要量の応急食料、飲料水、毛布などを提供する。

（4）外国語による情報提供

外国人に対しては、ボランティアや地域住民等の協力を得て、チラシやラジオ等を利用して、多言語で必要な情報を提供することに努める。

第4節 広域一時滞在への対応

【本部運営班】

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への受入れが必要であると判断した場合において、他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては府に対し当該他の都道府県との協議を求める。なお、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合などは、府が広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行う。

また、他の都道府県又は市町村から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて協議を行う。協議を受けたときは、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受入れることとし、一時滞在の用に供するため、受入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第5章 交通対策・緊急輸送活動

第5章 交通対策・緊急輸送活動

《内容》消火、救助、救急、医療救護、物資供給を迅速に実施するための活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

第2節 交通の維持復旧

第1節 交通規制・緊急輸送活動

(関係機関:泉佐野警察署、自衛隊、岸和田海上保安署、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所)

市、府をはじめ関係機関は、消火・救助・救急・医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

警察署、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施する。

1. 緊急輸送の対象等

(1) 緊急輸送の対象

- ア. 傷病者
- イ. 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資機材等
- ウ. 飲料水、食料、生活必需品等
- エ. 救援物資等
- オ. 応急復旧に係る要員、資機材等

(2) 輸送順位

- ア. 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- イ. 災害の拡大防止のために必要な輸送
- ウ. ア. イ. 以外の災害応急対策のために必要な輸送

2. 陸上輸送

【本部運営班、総務班、道路公園班】

(1) 緊急輸送車両等の確保

- ア. 輸送車両の確保
 - (ア) 市で保有する車両等は、(資料編：8-1) のとおりである。
 - (イ) 市保有車両が不足する場合は、市内の運送業者に協力を要請する。
 - (ウ) 市内で車両の確保が困難な場合は、府に調達あっせんを要請する。その際は、次の事項を明示する。
 - a. 輸送区間及び借り上げ期間
 - b. 輸送人員又は輸送量
 - c. 車両等の種類及び台数
 - d. 集結場所及び日時
 - e. その他必要な事項

イ. 鉄道による輸送確保

自動車による輸送が困難な場合には、鉄道各社に依頼して輸送を確保する。

(2) 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

ア. 被害情報の収集及び緊急交通路の指定

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」及び高速自動車国道等に対しては、緊急交通路指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、泉佐野警察署は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。(資料編：8-3)

イ. 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

泉佐野警察署は、災害応急対策を迅速かつ確に行うため、「重点14路線」以外の路線において緊急交通路を指定する必要がある場合には、府、市、道路管理者と協議し、被災地の状況、道路状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、泉佐野警察署及び道路管理者は、当該緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡する。

(7) 市、府、道路管理者

a. 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び泉佐野警察署に連絡する。

b. 交通規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限する。

c. 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者及び港湾管理者は、自ら車両の移動等を行う。

(i) 泉佐野警察

a. 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

b. 緊急交通路における交通規制の実施

「14重点路線」及び高速自動車国道等に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

ウ. 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応

鉄軌道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放(注)する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。

(注) 優先開放とは「運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること」を言う。

エ. 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

通行禁止区域等における緊急通行車両の通行の確保のため、警察官・自衛官及び消防吏員による措置等については、次のとおり実施する。

表 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

実施責任者	範囲	根拠法規
警察官	1. 通行禁止区域等において緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2. 措置命令に従わないとき、又は、相手が現場にいないとき、やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法 第76条の3
自衛官 消防吏員	警察官が現場にいないとき、上記措置を自らの緊急通行車両のみについて行うことができる。	

オ. 道路管理者による措置命令

大規模災害時において直ちに道路啓開（機能確保）を進め、緊急通行車両の通行ルートを迅速に確保するため、災害対策基本法に基づき、道路管理者による放置車両対策の強化に係る所要の措置を講じる。

(ア) 災害時における車両の移動等

緊急通行車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して車両の移動等を実施する。

a. 緊急通行車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令できる。

(災害対策基本法第76条の6第1項)

b. 運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両を移動できる。その際、やむを得ない限度での車両その他の物件を破損することができる。(災害対策基本法第76条の6第3項)

(イ) 土地の一時使用等

上記(ア)の措置のため、やむを得ない必要がある時、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分することができる。(災害対策基本法第76条の6第4項)

(ウ) 損失補償

道路管理者は上記(ア)の a 又は b の処分により、通常生ずべき損失を補償しなければな

らない。(災害対策基本法第82条第1項)

(エ) 国土交通大臣及び知事による指示

国土交通大臣は、府、市に対し、知事は市に対し、上記(ア)、(イ)の措置について指示をすることができる。(災害対策基本法第76条の7)

(オ) 府公安委員会の要請

府公安委員会は、道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者に対し、上記(ア)、(イ)の措置について要請することができる。(災害対策基本法第76条の4第1項)

カ. 交通規制の標識等の設置

泉佐野警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

キ. 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

府は、必要に応じて、社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき出動要請を行う。

泉佐野警察署は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

(3) 緊急交通路の周知

市、府、泉佐野警察署及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

(4) 緊急輸送の実施

府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制を実施した場合、知事又は公安委員会(警察署長)に対して、緊急通行車両の確認申請をし、緊急輸送を実施する。

ア. 緊急通行車両の確認

(ア) 対象車両

災害対策基本法第50条第1項に定める災害応急対策及び応急措置の輸送を行うための車両

(イ) 事前届出済の車両

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けている車両については、直ちに公安委員会(警察署長)に緊急通行車両の確認を行う。

(ウ) 災害発生後の届出

災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、事前届出済証の交付を受けていない車両については、直ちに必要書類を知事又は公安委員会(警察署長)に持参し、緊急通行車両としての申請を行う。

イ. 緊急車両の表彰及び確認証明書

緊急輸送車両の確認を受けた場合は、知事又は公安委員会から証明書・標章（資料編：8-2）が交付されるので、標章は車両の前面の見やすい箇所に掲示し、証明書は当該車両に備え付けて輸送を実施する。

ウ. 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に集積する。

エ. 非常用燃料の確保

緊急輸送に使用する車両の燃料は、あらかじめ依頼した業者から調達する。

(5) 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

3. 水上輸送

【本部運営班】

地上の輸送が不可能な場合、船着場の利用可能状況や航路の通行可能状況を把握し、水上輸送を検討する。府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊及び近畿旅客船協会の協力を得て、緊急輸送活動を行う

<海上交通の制限>

岸和田海上保安署は、海上交通の安全を確保するために必要な交通の制限等を行う。

- ア. 港内における船舶交通の安全を確保する必要があると認める場合は、船舶交通を制限し又は禁止する。
- イ. 海上交通の制限等を行う場合は、必要に応じ、応急標識の設置、巡視船艇の配置等の措置を講ずる
- ウ. 海上交通の制限等の措置を講じた場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇等により周知する。

4. 航空輸送

【本部運営班】

地上の輸送が不可能な場合又は山間部への輸送が必要な場合は、ヘリコプター等の航空機の使用について、災害時用臨時ヘリポートを指定して、府に調達あっせんを要請する。

また、地域の実情を踏まえ、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

<災害時用臨時ヘリポートの確保>

- ア. あらかじめ選定した災害時用臨時ヘリポートのほか、臨時にヘリポートが必要な場合には、災害時用臨時ヘリポートを選定する。（資料編：8-6）
- イ. 受入れにあたっては次の事項に留意する。
 - (ア) 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をと

る。

(イ) 着陸点にはHを表示する。

(ウ) 状況により消火設備、証明設備、補給設備等を整備する。

ウ. 選定した災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等、利用可能状況を府へ報告する。

第2節 交通の維持復旧

(関係機関:泉州南消防組合、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社)

鉄軌道及び道路の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるとともに、都市機能を確保するために、速やかに交通機能の維持、回復に努めるものとする。

1. 被害状況の報告

【情報班、道路公園班】

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合はその状況を市又は府に報告する。

2. 各施設管理者における対応

【道路公園班】

(1) 道路施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

(2) 鉄軌道施設管理者

- ア. あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合わせ若しくは、速度制限を行う。
- イ. 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、泉州南消防組合、警察署に通報し、出動の要請を行う。
- ウ. 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

3. 交通の機能確保

【道路公園班】

(1) 障害物の除去

ア. 実施責任者

市は、市の管理する道路について、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、多量の障害物が発生した場合は、廃棄物処理計画を策定する。

イ. 障害物の除去の優先順位

- (ア) 緊急輸送及び消火・救助・救急活動を行う上で重要な道路（緊急交通路）
- (イ) 住民の生命の安全を確保するための重要な道路（避難路）
- (ウ) 災害の拡大防止上重要な道路（延焼阻止のために消防隊が防御線をはる道路）
- (エ) その他災害応急対策活動上重要な道路

ウ．資機材の確保

障害物の除去に必要な車両、機械、器具等の資機材が不足したときは、市内の建設業者等から調達するほか、他の市町村や府に応援を要請する。

エ．障害物の集積場所

災害で発生した障害物は、廃棄するものについては、除去の実施者の管理する遊休地やごみ捨て場等のほかに、その他の公有地についても協力を得て、一時的に集積し、処理する。

(2) 各施設管理者における復旧

ア．市の管理する道路・道路付帯施設

- (ア) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょうなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
- (イ) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (ウ) 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行う。また、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。
- (エ) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

イ．その他の交通施設

鉄軌道、国道、府道等の交通施設については、各管理者の計画によるが、市では被害状況によって、連絡、応援を行う。

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

第6章 二次災害防止、ライフライン確保

【内容1】 二次災害発生、被害拡大防止のための活動

【内容2】 応急活動、生活に必須となる資源確保のための活動

第1節 公共施設応急対策

第2節 民間建築物等応急対策

第3節 ライフライン・放送の確保

第4節 農林水産関係応急対策

第1節 公共施設応急対策

(関係機関:岸和田土木事務所、泉州農と緑の総合事務所、各土地改良区、ため池管理者、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局)

市及び関係機関は、余震又は大雨による浸水、土石流、地すべり、がけ崩れ及び建築物の倒壊などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

1. 公共土木施設等(河川施設、ダム施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、ため池等農業用施設、橋りょう等道路施設等)

【道路公園班、農水班】

(1) 河川・海岸保全施設、ため池等農業用施設

- ア. 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、ため池等管理者、消防機関の長は、直ちにその旨を大阪府水防計画に基づく現地指導班長(大阪府岸和田土木事務所長)、警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。現地指導班長(大阪府岸和田土木事務所長)は、本部長その他必要な機関に連絡する。
- イ. 知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- ウ. 水防管理者、ため池等管理者又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

(2) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

- ア. 市及び施設管理者は、土砂災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに関係機関に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。
- エ. 風倒木により土砂災害が拡大するおそれがある場合には、府及び市は、森林組合等の協力を得て、風倒木の円滑な除去に努める。

(3) その他公共土木施設

- ア. 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに府に報告する。
- イ. 府、市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- ウ. 府、市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

(4) 土砂災害危険箇所

市は、二次災害の防止のため、必要に応じ、府に斜面判定士の派遣を要請する。

府は、市の派遣要請に基づき、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会に斜面判定士の派遣を要請する。NPO法人大阪府砂防ボランティア協会は、府からの派遣要請に基づき、事前に登録された斜面判定士に対して、出動を要請する。

2. 公共建築物

【施設管理担当課】

府及び市は、被災した公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

3. 応急工事

【施設管理担当課】

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第2節 民間建築物等応急対策

(関係機関:泉州南消防組合、原子力事業者)

市及び関係機関は、建築物の倒壊、アスベストの飛散などに備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

1. 民間建築物等

【建築班、復興班】

(1) 民間建築物

市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(2) 宅地

ア. 被害状況を府に報告するとともに、危険度判定を実施する。

イ. 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

ウ. 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

(3) 空き家等の対策

市は、平常時より、災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。

2. 危険物等

【本部運営班】

(1) 対象

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設

(2) 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。関係機関は、必要に応じて、立入検査を行う。

(3) 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じて被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

3. 放射性物質（原子炉施設、放射性同位元素に係る施設等）

【本部運営班】

(1) 施設の点検、応急措置

原子力事業者等は、放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視

などを実施する。

(2) 避難及び立入制限

原子力事業者等は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれのある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第3節 ライフライン・放送の確保

(関係機関: 泉州南消防組合、大阪広域水道企業団、西日本電信電話株式会社、関西電力株式会社、
関西電力送配電株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社、KDDI株式会社、日本放送協会、民間放送株式会社)

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

1. 被害状況の報告 【情報班、道路公園班、河川下水道班、水道班】

ライフライン事業者は、災害が発生した場合には速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合には、府に報告する。なお、生じた被害により本市域に影響を与える被害状況については、市にも報告する。

2. 各事業者における対応 【河川下水道班、水道班】

(1) 上水道

ア. 応急措置

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、必要な技術要員の待機、資材の確保を図る。被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

- (ア) 緊急修理機材及び消毒剤を集結し、出動体制を整備する。
- (イ) 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。
- (ウ) 施設の損壊、漏水などの障害を応急復旧する。
- (エ) 水道が汚染し、飲料水として消毒することが不相当なときは、直ちにその使用禁止、停止及び制限などの措置をとる。

イ. 応急給水

- (ア) 市は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合、その他の災害により必要な場合、応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。
- (イ) 給水車等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (ウ) 被害状況等によっては、他の水道事業者等に対し応援を要請する。
- (エ) 避難所のほか、被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水・復旧を行うよう努める。

ウ. 広報

水道施設の被害状況や給水状況を関係機関、報道機関に伝達するほか、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

(2) 下水道

ア. 応急措置

- (ア) 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、発動機によるポンプ運転を行う等必要な措置を講ずる。
- (イ) 下水管渠の被害には、汚水、雨水の疎通に支障のないよう応急措置を講ずる。
- (ウ) 被害の拡大が予想される場合は、必要に応じて施設の稼働の停止又は制限を行うとともに、関係機関及び付近住民に通報する。

イ. 応急対策

- (ア) 市は、被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急対策を行う。
- (イ) 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

ウ. 広報

- (ア) 市は、住民等に対して、生活水の節水に努めるよう広報する。
- (イ) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

(3) 電力

ア. 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、消防機関、泉佐野警察及び付近住民に通報する。

イ. 応急供給

- (ア) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (イ) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (ウ) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (エ) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。
- (オ) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (カ) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対しホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

(4) ガス

ア. 応急措置

地震により、ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロックごとの供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、府、泉州南消防組合、泉佐野警察への通報及び付近住民に広報する。

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を

行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

イ. 応急供給

- (ア) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (イ) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (ウ) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。
- (エ) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスの供給を再開する。

ウ. 広報

- (ア) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (イ) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対しホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

(5) 電気通信

ア. 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

- (ア) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。
- (イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合には、臨機に利用制限等の措置を行う。
- (ウ) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。
- (エ) 災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずる（西日本電信電話株式会社）。また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

イ. 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

ウ. 設備の応急対策

- (ア) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回線を第一義として速やかに実施する。
- (イ) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (ウ) 応急復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ. 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(6) 放送

- ア. 放送体制の確保に努める。
- イ. 非常放送を実施する。
- ウ. 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

- エ. 施設の応急復旧を進める。
- オ. 日本放送協会は、避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、住民への被害情報の提供に努める。

第4節 農林水産関係応急対策

(関係機関:大阪泉州農業協同組合、各土地改良区)

関係機関は、災害時において農林施設等の被害を早期に調査し、迅速に応急対策を図るものとする。

1. 農業施設応急対策

【農水班】

- (1) 関係団体等を通じ被害状況を速やかに把握し、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行う。
- (2) 被害が広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、被災地全体の総合調整の上で応急対策を実施する。

2. 農作物応急対策

【農水班】

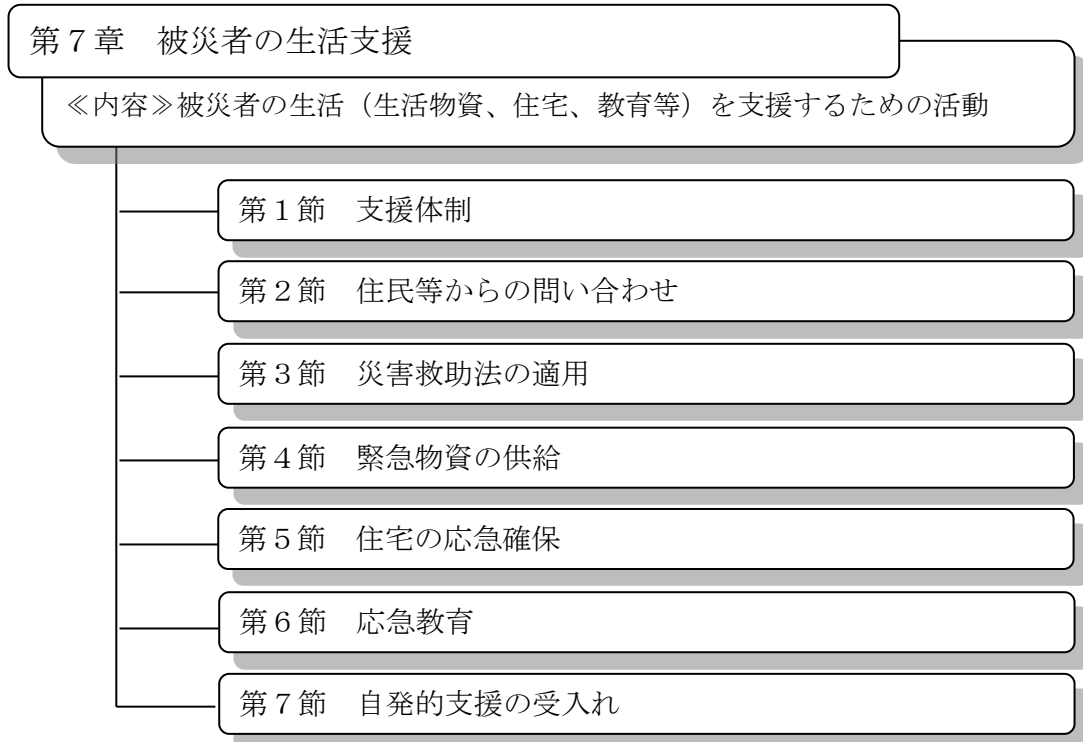
- (1) 災害対策技術の指導
災害を最小限にとどめるための技術指導等を農業団体等と協力して実施する。
- (2) 水稻種子の確保、あっせん
必要に応じ、水稻種子のあっせんを府を通じて府種子協会に依頼し、確保を図る。
- (3) 病虫害の防除
被災した農作物の各種病虫害の防除については、府病虫害防除所及びその他関係機関と協力して実施する。

3. 畜産応急対策

【農水班】

- (1) 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。
- (2) 一般の疾病の発生については、市内の獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- (3) 伝染病発生畜舎の消毒については、府の指定により実施する。なお、消毒薬品は、家畜の所有者又は府の負担により確保するが、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- (4) 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを求める。

第7章 被災者の生活支援



第1節 支援体制

【本部運営班、被災者支援班、商工班】

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市と府は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

府は、オペレーション体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行い、「大阪府災害等応急対策実施要領」において定めるとともに、市のオペレーション体制の整備を支援する。

第2節 住民等からの問い合わせ

【市民班、全部局】

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、府警本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

市が自ら実施する災害応急処置のうち、一定規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を要請し、法によって実施するものとする。

1. 実施責任者

災害救助法の適用に基づく応急救助活動は、知事が実施する。ただし、知事による救助活動の実施を待ついとまがない場合、また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項について、市長は実施責任者となって応急救助活動を実施する。

なお、応急救助活動を迅速、的確に行うため、委任を受けている事項は下記「2. 救助の内容」に示す（1）から（9）である。

2. 法の適用

知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。

併せて、知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

3. 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

但し、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）

- （1）受入れ施設（応急仮設住宅を含む）供与
- （2）炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産
- （5）災害にかかった者の救出
- （6）学用品の給与
- （7）埋葬
- （8）死体の搜索及び処理
- （9）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- （10）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- （11）災害にかかった住宅の応急修理

4. 適用基準

災害救助法の適用基準は、当該市町村の区域及び当該市町村の区域を包括する都道府県の区域

内の人口規模と住家に被害を受けた世帯の数及びその程度に応じて定められているが、本市においては以下の基準で適用を受ける。

- (1) 市域内の住家滅失世帯が 100 世帯以上に達するとき。
- (2) 府下の住家滅失世帯数が 2,500 世帯以上であって、市域内の住家滅失世帯数が 50 世帯以上に達するとき。
- (3) 府下の住家滅失世帯数が 12,000 世帯以上である場合であって市域内の住家滅失世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、罹災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合。

5. 住家滅失世帯数の算定基準

- (1) 全壊（焼）流世帯は 1 世帯とする。
- (2) 半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2 世帯を持って 1 世帯とする。
- (3) 床上浸水、土砂のたい積等で一時的居住困難世帯は 3 世帯を持って 1 世帯とする。

6. 適用手続き

【本部運営班】

- (1) 市長は、本市における災害の程度が「3. 適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告し、法の適用について協議するとともに、現に被災者が救助を要する状態にあるときは、法の適用を要請する。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の措置について知事の指揮を受けなければならない。

7. 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」（資料編：7-6）に示すとおりであるが、救助の期間については災害の規模、被害の程度など災害の状況により応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第4節 緊急物資の供給

(関係機関:関西広域連合、近畿農政局(大阪地域センター)、日本赤十字社、大阪府LPガス協会)

府及び市は、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

府及び市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁(厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁)又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

なお、市は、府に要請することもできる。また、府は、市において備蓄物資等の不足や災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

1. 給水活動

【上下水道総務班、水道班】

市は、府及び府内水道(用水供給)事業者と協力して、災害のため給水施設の被害による飲料水の汚染又は枯渇等により、飲料水に適する水を得ることができなくなった者に対して次のとおり給水対策を行うものとする。

なお、府は、大阪府域で震度5弱以上の震度を観測した場合には、必要に応じ大阪府水道災害調整本部を設置する。府は、関係機関等と連携し、給水活動に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

(1) 市の役割

市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ア. 浄水場、配水場及びその周辺での拠点給水の実施
- イ. 貯水槽等からの給水、給水車・トラック等による運搬給水の実施
- ウ. 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による応急給水の実施
- エ. 給水用資機材の調達
- オ. 住民への給水活動に関する情報の提供
- カ. 水道施設から供給する飲料水の水質検査及び消毒
- キ. ボトル水、リュック式給水袋等の配布

(2) 給水方法

- ア. 被災地において水源を確保することが困難なときは、被災地に近い浄水場、配水場等から給水タンク車等で搬送、給水するものとする。
- イ. ア. において、飲料水兼用耐震性防火水槽の利用が可能な場合は利用を図る。
- ウ. 飲料水が汚染したと認める場合は、水質検査を行い、浄水して供給する。
- エ. 給水は、まず、医療施設や避難所、救護所、社会福祉施設等を優先的に行う。

2. 食料・生活必需品の供給

【被災者支援班、食糧物資班、避難所班】

市、府をはじめ関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

(1) 市、府及び関係機関の役割

市は、発災時において、必要な物資を確保供給するため次の措置を講ずる。

- ア. 避難所ごとの必要量算定
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達

不足する場合は、府等に応援を要請する。他の市町村、農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

○ 市は、府に次の措置を講ずるよう、応援要請する。

- ア. 調達可能な物資量の情報収集
- イ. 災害用備蓄物資の供給
- ウ. 協定締結している物資の調達
- エ. 市町村間の応援措置について指示
- オ. 農林水産省、近畿農政局（大阪地域センター）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ、食料、食塩、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- カ. 不足する場合は、広域応援協定に基づく要請
- キ. 応援物資等を、市の集積地まで輸送

○ 関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。

- ア. 農林水産省
応急用食料品の供給要請及び米穀の供給
- イ. 近畿農政局(大阪地域センター)
「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」の定めるところによる備蓄物資の供給
- ウ. 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品の備蓄物資の供給
- エ. 近畿経済産業局
生活必需品等の調達に関する情報の収集及び伝達
- オ. 関西広域連合
救援物資の調達に関して、国、全国知事会などとの連絡・調整及び必要な物資の確保

(2) 食糧の供給

市は、被災者及び災害応急従事者に対して、食糧の供給及び調達を円滑にするため、災害用食糧の緊急調達措置を確立し、一時的に被災者等の食生活を保護するものとする。

ア. 食糧の調達

市は、市で備蓄する食糧の他、あらかじめ市内業者と協議を行い、必要な食料の調達を図るものとするが、市単独で必要数量を調達できないときは、府に要請して府備蓄食料の放出を受ける。

イ. 要配慮者への配慮

食料の供給は、要援護高齢者・障害者等には必要に応じておかゆ等食べやすい食料の供給を行う。乳幼児には、粉ミルクの供給を行う。

(3) 生活必需品の供給

市は、災害時において、被災者に対して寝具、被服その他生活必需品を円滑に供給するため、平常から卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握確認に努め、災害時において速やかに調達できるよう措置するとともに、自らも備蓄に努めるものとする。

ア. 調達方法

市は、市で備蓄している生活必需品の他あらかじめ市内の関係業者の協力を得て、協議のうえ調達するものとし、必要量が確保できない場合は、知事に対し物資の調達あっせんを依頼するものとする。

イ. 供給

被災者に対する生活必需品等の供給については、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握したうえで事務分担職員、民間協力団体及び市内業者の協力のもとに実施し、罹災者に対して不安の内容に迅速に処理するものとする。

(ア) 生活必需品等の範囲

- ・寝具（毛布、布団等）
- ・被服（肌着等）
- ・炊事道具（鍋、炊飯器、庖丁等）
- ・食器（茶わん、皿、はし等）
- ・保育用品（ほ乳びん等）
- ・光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- ・日用品（せっけん、タオル、ちり紙、歯ブラシ）
- ・衛生用品（紙おむつ、生理用品等）

ウ. 配給数量等の基準

物資配給の対象者、配給品目、配給のため支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準によるものとする。

(4) 避難所等に対する救援物資の輸送

市は、市備蓄拠点に備蓄している救援物資、又は、市物資輸送拠点に配送された救援物資等を仕分し、各避難所等必要な場所へ配送し、被災者に配付する。

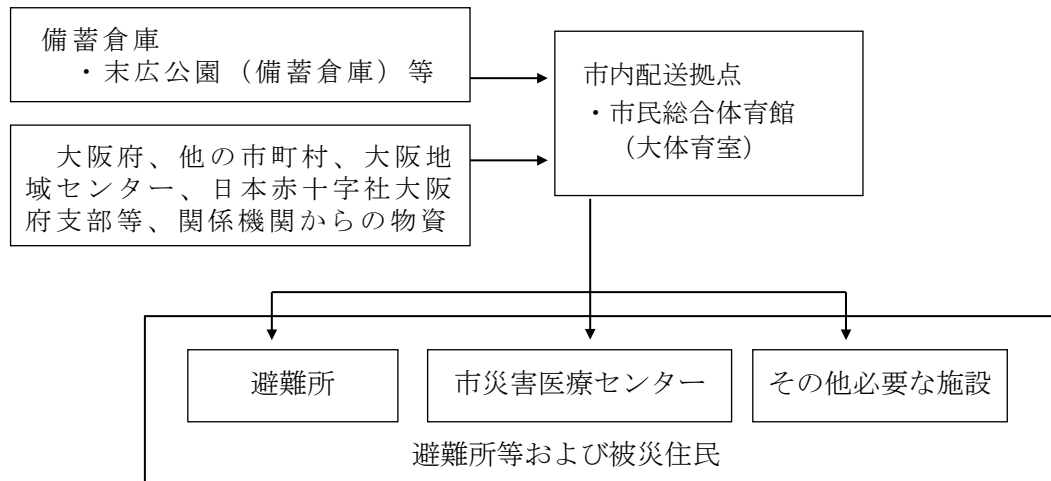


図 救援物資の輸送イメージ

〈資料〉

- ・資料編：10．飲料水・食糧・生活必需品関係
- ・資料編：8－4 救援物資の輸送経路図

第5節 住宅の応急確保

市及び府は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

1. 被災住宅の応急修理

【建築班】

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない人の住宅の居室、炊事場及び便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

2. 住居障害物の除去

【建築班】

(1) 実施責任者

市が責任者として実施する。

(2) 障害物の除去の対象者

- ア. 当面の日常生活が営み得ない人、又は日常生活に欠くことのできない場所のみを対象とし、居室、炊事場、玄関等の場所のみを対象とする。
- イ. 住家は、半壊又は半焼したもので、自己の資力をもってしても障害物の除去を実施し得ないものに限りその対象とする。

3. 応急仮設住宅の建設

【建築班】

市は、府から委任された場合、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない人に対し、府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- (1) 建設型応急住宅の管理は、府と協力して行う。
- (2) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (3) 入居者に建設型応急住宅を供給する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- (4) 高齢者、障害者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。

4. 住宅の借上げ

【建築班】

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。

5. 応急仮設住宅の運営管理

【建築班】

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、市は府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6. 公共住宅への一時入居

【建築班】

市及び府は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、府・市営住宅、住宅供給公社・都市再生機構住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

7. 住宅に関する相談窓口の設置等

【建築班】

- (1) 府は、応急住宅、空き家、融資等住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- (2) 市及び府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、被災の前後における家賃の状況の継続的把握、貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

8. 他府県への応急仮設住宅に関する要請

府は、被災の状況に鑑み、府内のみでは応急仮設住宅の確保が十分でないと判断される場合には、近隣府県をはじめ他府県に対して、建設型応急住宅の用地及び賃貸型応急住宅の情報の提供を求める。

第6節 応急教育

(関係機関: 泉佐野保健所)

市は、災害の発生、又はそのおそれがある場合に児童生徒の保護及び教育施設の保全の措置を講ずるとともに、災害による教育施設の被害及び児童生徒の罹災により通常の教育ができない場合の教育施設の応急復旧並びに児童生徒に対する応急教育等を次のとおり実施するものとする。

(資料編: 参考-8)

1. 実施責任者

- (1) 市立の認定こども園、小学校、中学校の応急教育及び教育施設の応急復旧対策はこども部及び市教育委員会が行う。
- (2) 災害に対する各学校の措置については、学校長、園長は市教育委員会と協議し具体的な応急対策を立てる。
- (3) 学用品の給与については、災害救助法が適用された場合は知事の委任を受け、市長が実施する。

2. 学校長、園長の措置

【避難所班、保育班】

学校長、園長は、学校の立地条件等を考慮し、災害時に即応できる体制及び応急教育計画を作成するとともに、指導方法について明確な計画を立てておく。

- (1) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理並びに保護者との連絡方法の検討
- (2) 市教育委員会、警察署、泉州南消防組合及び保護者への連絡網の確認
- (3) 時間外における所属教職員の所在の確認及び非常召集方法の策定並びに教職員への周知

3. 児童生徒等の保護

【避難所班、保育班】

(1) 児童生徒等の保護

災害時における応急教育は次のとおり実施するが、教育長又は学校長、園長の判断により、危険が予想される場合は臨時休業等を行うなど臨機の措置をとる。

- ア. 登校後にあっては、早急に児童生徒を帰宅させることとし、その際には危険防止等についての注意事項を徹底させるとともに、必要に応じ教師が付き添うものとする。ただし、保護者が不在のもの又は住居地域に危険のおそれのあるものは学校において保護する。
- イ. 登校前に休業措置をとったときは、直ちにその旨を保護者及び児童生徒等に連絡する。
- ウ. 学校長、園長は、校舎等に危険が及ぶことが予想される場合は、適切な緊急避難の指示を行うとともに、職員を誘導にあたらせる。
- エ. 学校長、園長は、災害の規模、児童生徒等、職員及び施設、整備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会への連絡及び校舎の管理に必要な職員の確保を行い、万全の体制を確立する。

(2) 教育施設の保全・応急復旧

- ア. 教育施設及び備品等の被害を最小限に防止するため、施設の長は施設の防災措置を講じ、停電、断水等予測される事故に対する措置を行う。
- イ. 災害により、被害を受けた場合は、災害後速やかに被災施設の応急復旧を行い、授業に支障をきたさないように処理しなければならない。この場合写真撮影などにより、被災の事実及びその状況を立証する処置を行う。

4. 応急教育の実施

【避難所班】

(1) 教職員の確保

市教育委員会は、教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるように必要な措置を講ずる。

(2) 応急教育実施の場所

- ア. 校舎の全部又は大部分が使用できない場合は、近隣の公共施設及びその他の適当な場所を利用する。
- イ. 校舎の一部が使用できないときは、残存施設を活用し、必要に応じて二部授業を実施する。
- ウ. 学校が避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 授業時数の確保

授業時数の確保に努めるとともに、状況により自宅学習等の応急教育を実施する。

(4) 児童生徒の健康保持

被災地域の児童生徒に対しては、被災状況により臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、感染症の予防について泉佐野保健所の指示により必要な措置を行う。

5. 学校給食の応急措置

【避難所班】

市教育委員会は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

- (1) 学校給食センター施設が被災した場合は、パンと牛乳による補食給食を行う。
- (2) 施設の復旧が長期に及ぶ場合は、ほかのルートにより学校給食を確保する。
- (3) 被災地においては、感染症発生のおそれが多いので衛生については特に留意する。

6. 就学援助等

【避難所班】

(1) 就学援助等に関する措置

市教育委員会は、府教育委員会と協力して、被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し、援助する。

市立学校の児童・生徒に対する就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

(2) 学用品の支給

市は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して、教科書及び教材、文房具、通学用品を支給する。

(3) 児童・生徒の健康管理

市教育委員会は、府教育委員会、学校長、園長と協力し、被災児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等の専門機関との連携を図りながら、健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

7. 認定こども園等の措置

【保育班】

認定こども園等の施設についても、こども部及び各認定こども園等において上記の計画に準じて児童の保護及び教育・保育に十分に配慮するものとする。

8. 文化財災害応急対策

【避難所班】

災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理者）は、被害状況を調査し、その結果を市教育委員会を經由して、府教育委員会に報告する。

市教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ、その所有者（管理者）に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。（資料編：3－5）

第7節 自発的支援の受入れ

(関係機関: 日本郵便株式会社、泉佐野市社会福祉協議会、日本赤十字社)

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

1. ボランティアの受入れ

【被災者支援班、人事班】

市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、NPO・ボランティア等その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

(1) 活動環境の整備

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という。）の自主性を尊重するものとする。市は、市社会福祉協議会と協力してボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報提供、調整支援を行う。

(2) 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動に必要な場所、ボランティア関係団体への情報の提供に努める。

(3) 府の活動

ア. 情報の提供

災害の状況、市が収集した住民のニーズなどの情報を日本赤十字社大阪府支部、府社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

イ. ボランティア保険への加入促進

府社会福祉協議会を通じてボランティアの保険加入を促進する。

(4) 日本赤十字社大阪府支部の活動

ア. 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

2. 義援金・義援物資の受付・配分

【会計班、被災者支援班、避難所班】

市又は府などに寄託された被災者あての義援金・義援物資の受付、配分は次により行う。

(1) 義援金の受入れ及び配分

ア. 受入れ

会計課は、義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。日本赤十字社からの義援金についての連絡調整は健康福祉部が行う。

イ. 配分

(ア) 義援金の配分方法については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。なお、委員会の構成は次のとおりとし、事務局は健康福祉部が行う。

構成員
副市長、市長公室長、危機管理監、総務部長、健康福祉部長、会計管理者

(イ) 市は、定められた方針及び所定の手続を経て被災者に情報を提供し、配分する。

(2) 救援物資の受入れ及び配分

ア. 受入れ

(ア) 市役所等に救援物資の受入れ窓口を開設し、運営を行う。

(イ) 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

(ウ) 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

- a. 救援物資は荷物を開閉することなく物資名及び数量がわかるように表示すること。
- b. 複数の品目を梱包しないこと。
- c. 腐敗する食糧は避けること。

イ. 救援物資の配分

救援物資の配分については要配慮者を優先し実施する。

ウ. 救援物資の搬送

府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

3. 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

府及び市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

4. 海外からの支援受入れ

【本部運営班】

市、府をはじめとする関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。府は、海外からの支援が予想される場合、市と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

市及び府は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。

(1) 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等

(2) 被災地のニーズと受入れ体制

海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。

ア. 案内者、通訳等の確保

イ. 活動拠点、宿泊場所等の確保

5. 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害地の被災者の救助などを行う団体にあてた災害義援金を内容とする現金書留郵便物などの料金を免除する。

第8章 社会環境の確保

第8章 社会環境の確保

《内容》社会環境（衛生状態、社会秩序等）を良好に保つための活動

第1節 保健衛生活動

第2節 廃棄物の処理

第3節 遺体対策、火葬等

第4節 社会秩序の維持

第1節 保健衛生活動

(関係機関: 泉佐野保健所、町会・自治会、自主防災組織)

市は、府の指導のもと、被災地域における感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずる。

1. 防疫活動

【医療保健班、環境衛生班、道路公園班】

市は、府の指導のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年 10 月 2 日法律第 14 号。以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和 40 年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、緊密な連携をとりながら、防疫活動を実施する。また、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 市の役割

市は、府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。

- ア. 消毒措置の実施（感染症法第 27 条）
- イ. 鼠族、昆虫等の駆除（感染症法第 28 条）
- ウ. 避難所の防疫指導
- エ. 臨時予防接種（予防接種法第 6 条）
- オ. 衛生教育及び広報活動

(2) 活動方法

- ア. 浸水地域に対しては、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の協力を得て、速やかに消毒を実施するものとする。
- イ. 感染症の発生源となる場所は、清掃と消毒を行い、特に避難所及びごみ・汚物の集積場所は消毒を厳重に行う。
- ウ. 感染症の発生のおそれがあるときは、府の指導による予防接種等必要な措置を行う。
- エ. 感染症を媒介するねずみ、蚊、はえの駆除については、特に徹底を図る。
- オ. 衛生教育及び広報活動を迅速に行う。

(3) 知事（泉佐野保健所長）に対する協力要請

防疫活動について、市の体制をもってしても充分でないと認められる場合は知事（泉佐野保健所長）に協力を要請するものとする。

2. 被災者の健康維持活動

【医療保健班】

市及び府は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(1) 巡回相談等の実施

- ア. 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ. 被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。
- ウ. 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康相談等の実施

- ア. 災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- イ. 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護所を設置する。

3. 動物保護等の実施

【医療保健班、農水班、環境衛生班】

市は、府及び関係機関と相互に連携し、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

(1) 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

市は府と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- ア. 避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、府との連絡調整を行う。
- イ. 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整を行う。

(3) 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察等の関係者と連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

4. 保健衛生活動における連携体制

市及び府は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第2節 廃棄物の処理

(関係機関: 泉佐野市田尻町清掃施設組合)

市は、府と協力し、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

1. し尿処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 上水道・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- イ. し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- ウ. 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

(2) 処理活動

- ア. 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- イ. 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態を保つ。
- ウ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

2. ごみ処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- イ. ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

(2) 処理活動

- ア. 被災地の生活に支障が生じないように、ごみの収集処理を適切に行う。
- イ. 必要に応じて、仮置場、一時保管場所を設置する。
- ウ. 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。
- エ. 殺虫剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。

3. 災害廃棄物（津波堆積物も含む）処理

【環境衛生班】

(1) 初期対応

- ア. 災害廃棄物の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- イ. 災害廃棄物の選別・保管・焼却等のために長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 処理活動

- ア. 災害廃棄物処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- イ. 災害廃棄物の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- ウ. アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- エ. 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- オ. 必要に応じて、府、近接市町村、関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

<資料>

- ・資料編：11. 清掃関係

第3節 遺体対策、火葬等

(関係機関: 泉佐野警察署、岸和田海上保安署)

市、泉佐野警察及び第五管区海上保安本部は、遺体対策、火葬について、必要な措置をとるものとする。

1. 遺体の検視

泉佐野警察及び第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、次のとおり遺体の検視（死体調査）を行う。

- (1) 遺体の早期収容に努め、医師との連携に配慮し、迅速に検視（死体調査）を行った後、医師による検案を受け、遺族等に引き渡す。
- (2) 身元不明の遺体については、写真の撮影、指紋の採取、遺品保存等を行うとともに、関係機関に連絡し、速やかな身元確認に努める。

《留意点》

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。

2. 遺体対策

【環境衛生班】

遺族が遺体対策、火葬等を行うことが困難もしくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- (1) 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- (2) 火葬等に相当の時間を必要とする場合は、遺体の衛生状態に配慮しつつ、適切な場所に一時安置する。
- (3) 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体対策やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。

3. 遺体の一時安置

【環境衛生班】

(1) 遺体安置所の設置

- ア. 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する避難場所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- イ. 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- ウ. 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

遺体安置所	市民総合体育館（小体育室・多目的室）
	関空アイスアリーナ

（2）遺体安置所での措置

- ア．警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- イ．死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- ウ．停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- エ．遺体処理に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

4. 遺体の火葬

【環境衛生班】

災害の際の死亡者に対して、その遺族が混乱期のため資力の有無に関わらず火葬等を行うことが困難な場合、又は死亡者の遺族がいない場合（身元が判明しない等）は、次の通りとする。

- （1）遺体は、遺体処理台帳及び遺品を保存のうえ、原則として火葬に付す。
- （2）引取手のない遺体については、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存する。
- （3）火葬場の稼働状況、棺の確保状況等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体搬送方法の確保等を実施する。
- （4）遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。

5. 応援要請

【本部運営班、環境衛生班】

市は、自ら遺体対策、埋葬の実施が困難な場合、府が作成する大阪府広域火葬計画に基づき、府に対して必要な措置を要請する。

第4節 社会秩序の維持

(関係機関: 泉佐野警察署、岸和田海上保安署)

市及び府をはじめ関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

1. 住民への呼びかけ

【本部運営班】

市及び府は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。市では、「第3編 第2章 第5節災害広報」の活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

2. 警備活動

泉佐野警察、第五管区海上保安本部（関西空港海上保安航空基地・岸和田海上保安署）は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

3. 暴力団排除活動の徹底

泉佐野警察署は、暴力団が復旧・復興事業等に介入するなど、資金獲得活動を展開することが予想されるため、動向把握、情報収集に努めるとともに、関係機関、自治体等と連携し、復旧・復興事業等からの暴力団排除の徹底に努める。

4. 物価の安定及び物資の安定供給

【商工班】

市、府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。市は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等により万全を尽くす。

(1) 消費者情報の提供

市及び府は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

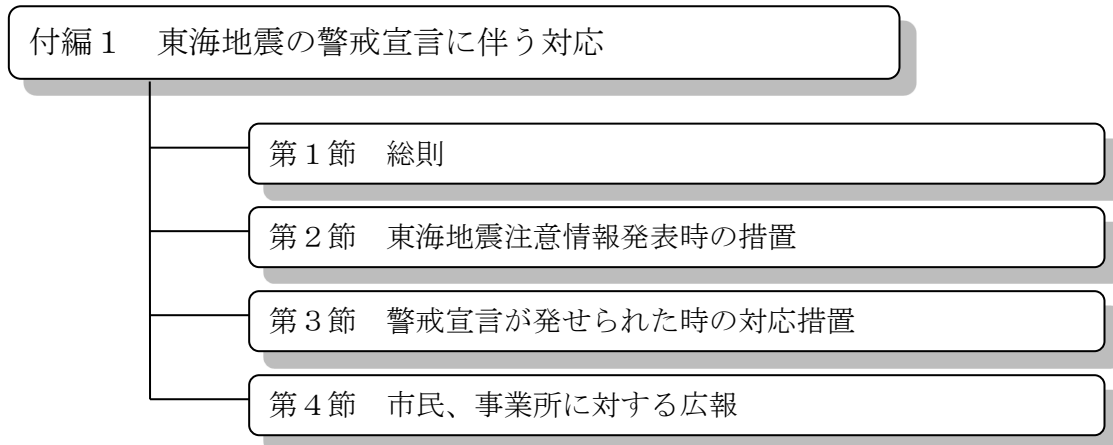
(2) 生活必需品等の確保

市及び府は、生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、国、他府県、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

(3) 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、市民は、これに応ずるよう努める。

■ 付編 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応 ■



第1節 総則

1. 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市を含む大阪府域は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体、財産等の安全を確保することを目的とする。

2. 基本方針

- (1) 大阪府域は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- (2) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震の発生又は警戒解除宣言が発令されるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても必要な措置をとる。
- (3) 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- (4) 災害予防対策及び応急対策は、本計画災害予防対策編及び災害応急対策編で対処する。

第2節 東海地震注意情報発表時の措置

(関係機関: 泉州南消防組合、大阪管区气象台)

関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

1. 東海地震注意情報の伝達

【本部運営班】

(1) 伝達系統

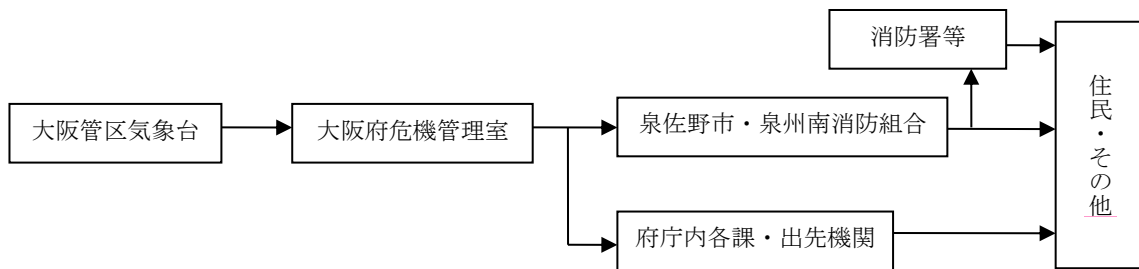


図 東海地震注意情報の伝達系統

(2) 伝達事項

- ア. 東海地震注意情報の内容
- イ. その他必要な事項

2. 警戒態勢の準備

【全部局】

関係機関は、職員の待機、非常配備など対策（警戒）本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。泉州南消防組合においては、非常警備を発令して警戒態勢を整え、消防本部に地震警戒警防本部を設置する。

第3節 警戒宣言が発せられた時の対応措置

(関係機関: 泉州南消防組合、大阪管区气象台)

市は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずるべき事前の対策を進めるものとする。

1. 東海地震予知情報等の伝達

【本部運営班】

市及び府は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に市民・事業所に伝達する。

(1) 東海地震予知情報

ア. 伝達系統図

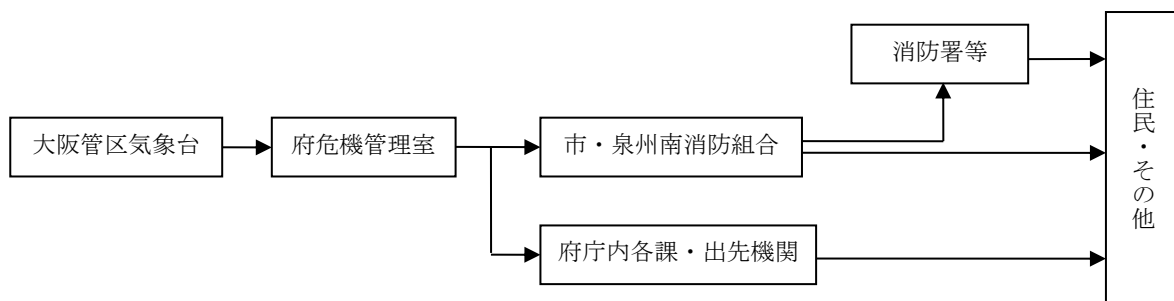


図 東海地震予知情報伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 東海地震予知情報
- (イ) その他必要と認める事項

(2) 警戒宣言

ア. 伝達系統図

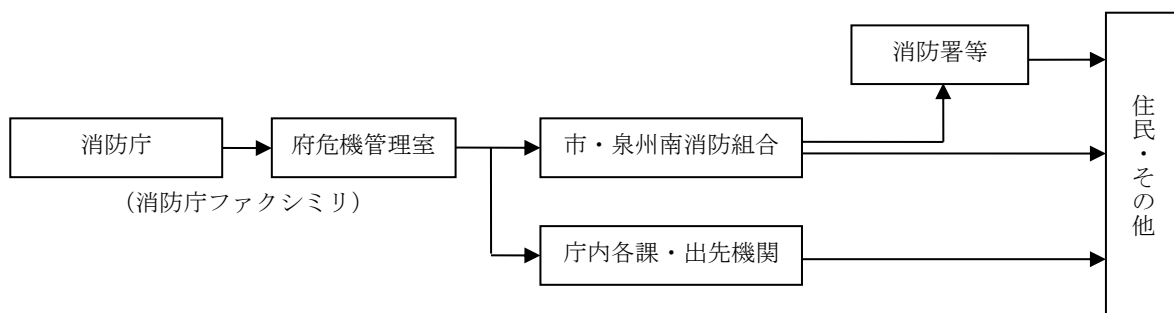


図 警戒宣言伝達系統図

イ. 伝達事項等

- (ア) 警戒宣言
- (イ) 警戒解除宣言
- (ウ) その他必要と認める事項

2. 警戒態勢の確立

【全部局】

市は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

(1) 地震災害警戒本部体制の配備

- ア. 市長は、警戒宣言が発せられた場合、直ちに地震災害警戒体制をとるものとする。
- イ. 地震災害警戒体制の組織・運営方法については、「第3編・第1章・第1節 組織動員」に定める。

(2) 活動事項

- ア. 配備の確認
 - (ア) 活動体制区分及び所掌事務を再確認し、関係職員相互の連絡協調を徹底する。
 - (イ) 関係機関等との情報連絡を緊密にする。
- イ. 出動の準備
 - (ア) 職員は、地震発生時に備えて迅速に出動できる準備を整える。
 - (イ) 応急対策に必要な資機材・車両・燃料等の数量及び保管場所を確認し、資機材の機能点検・整備を行う。
- ウ. 勤務時間外における留意事項
 - 勤務時間外においては、動員配備された職員以外は、退庁後も所在地及び連絡方法を明らかにし、地震発生時の動員に備える。
- エ. 警戒活動
 - 地震発生に備えて、次の措置を講ずる。
 - (ア) 迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。
 - a. 東海地震予知情報等の収集と伝達
 - b. 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
 - c. 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
 - d. 危険物等の管理、出火防止の徹底指導
 - (イ) 備蓄食糧・医薬品、資機材の確保点検を行う。
 - (ウ) 土砂災害危険箇所、道路・河川等の巡回点検を行う。特に危険が予想される山崩れ等危険箇所に係る住民については、市は、泉佐野警察等の関係機関と連携し、避難所に事前避難させる。
 - (エ) 生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。
 - (オ) 関係機関からの情報収集（交通機関の運行、医療機関の開設、電力・ガスの供給、生活必需品の供給、教育施設の対応等）を行う。

- (カ) 要援護高齢者・障害者等の状況を把握する。
- (キ) 出張事務等をできる限り抑制する。
- (ク) 各所管施設の火気使用を制限及び危険物品等の整理を行うとともに、市の所有する車両の使用を抑制する。
- (ケ) 学校、医療機関、社会福祉施設、旅館・ホテル、高層ビル等多数の者を受入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者の的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第4節 市民、事業所に対する広報

(関係機関: 日本放送協会、各民間放送株式会社、町会・自治会、自主防災組織)

警戒宣言が発令された場合、市民、事業所、旅行者等に対して、混乱することなく必要な防災措置を講ずるよう周知するとともに、市が行う措置に協力するよう要請する。

1. 広報の内容

【本部運営班】

東海地震が発生しても、冷静に行動することを徹底するため、次の事項を繰り返して広報する。

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによつてとられる措置
- (2) 出火防止措置、危険防止、発災時の対応等家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 町会・自治会（自主防災組織を含む）等の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

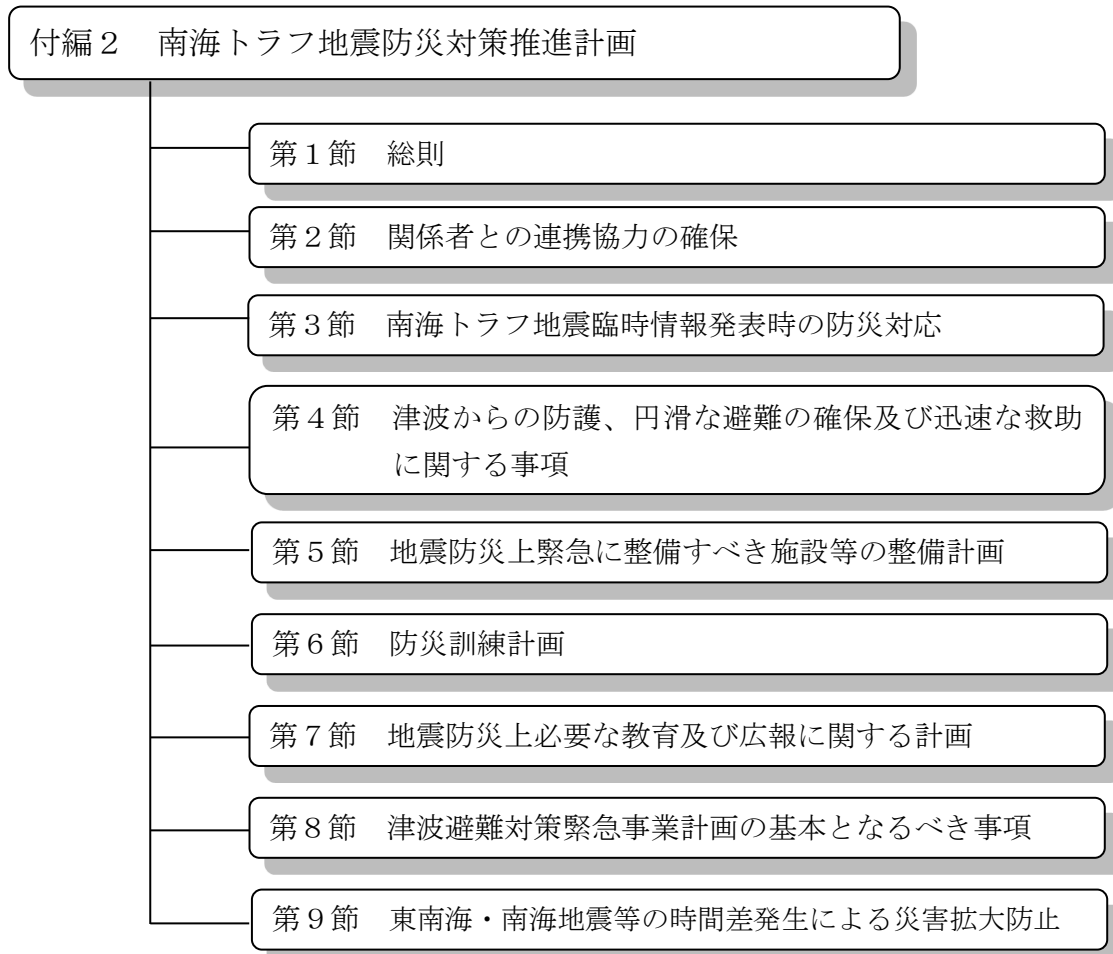
2. 広報の方法

【本部運営班、機動班】

車両による巡回広報のほか、複数の手段によって実施する。

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車等を活用し、町会・自治会（自主防災組織を含む）等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

■ 付編 2 南海トラフ地震防災対策推進計画 ■



第1節 総則

1. 推進計画の目的

本市は、南海トラフ地震が発生した場合に最大震度6弱と想定され、沿岸部では津波による浸水予想区域に含まれる地域があるなど、著しい被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において「南海トラフ地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2. 南海トラフ地震の特徴

本推進計画を実行する際は、以下に示す南海トラフ地震の特徴を考慮し進めていくものとする。

- ① 極めて広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生する
（本市だけでなく、東海地方から九州にかけての太平洋側で甚大な被害が発生する）
- ② 時間差をおいて複数の巨大地震が発生する可能性がある
- ③ 発生しやすいゆれの周期は数秒～十数秒の長周期地震動であり、中高層建築物のゆれが大きくなるおそれがある。

3. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の「第1編・第5節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に示す通りとする。

第 2 節 関係者との連携協力の確保

(関係機関: 自衛隊)

1. 資機材、人員等の配備手

【全部局】

(1) 物資等の調達手配

- ア. 地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保については、「泉佐野市業務継続計画」に基づき行う。
- イ. 市は、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請を行う。

(2) 人員の配置

市は、「第 3 編・第 1 章 活動体制の確立」に基づき、府に対し人員配置等を報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、府等に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- ア. 市及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。
- イ. 具体的な措置内容は、各防災関係機関において別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

【本部運営班】

(1) 応援協定の運用

市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。（資料編：12-1）
大規模地震の場合、府下市町村、その他近隣市も本市と同様に被害を受けていると予想されるため、これらの市町村への応援要請は状況により判断する。

(2) 自衛隊の災害派遣要請の要求

市長は自衛隊の災害派遣が必要と判断した場合、派遣要請を知事に要求し、通信の途絶等により要求できない場合には、自衛隊へ直接通知する。

- ア. 災害の情報及び派遣を要請する理由
- イ. 派遣を希望する期間
- ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ. その他参考事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、「第 3 編・第 1 章・第 2 節 自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。

(3) 緊急消防援助隊の応援要請

市長は必要があるときは、消防組織法第 44 条第 1 項に基づき大阪府知事を通じて、緊急消防援助隊の応援を要請する。

3. 帰宅困難者への対応

【商工班】

- (1) 市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

1. 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で、M7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

(3) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記（1）、（2）のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

2. 防災対応について

【本部運営班】

府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置

等を行う。

- ア. 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- イ. 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- ウ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で、M7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、もしくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

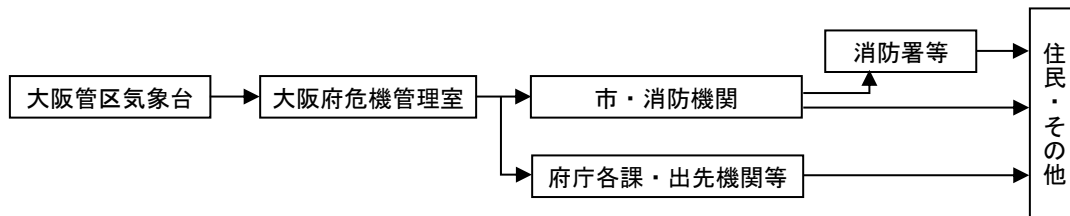
- ア. 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- イ. 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

3. 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

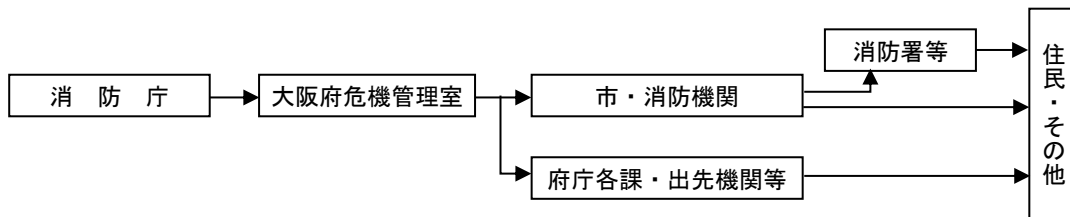
【本部運営班】

(1) 伝達情報及び系統

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



- イ. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

- ア. 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- イ. 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

(関係機関:岸和田海上保安署、消防団、自主防災組織)

南海トラフ地震が発生した場合、約81分で本市に津波の第1波が来襲することが想定されている。このため市は、府等と協力し津波からの防護に努める。

1. 津波からの防護

【本部運営班、上下水道総務班】

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び樋門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備・点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (2) 市又は堤防、水門等の管理者は、次の事項について、別に定める。
 - ア. 防潮堤、水門等の点検方針・計画
 - イ. 防潮堤、水門・樋門等の機能高度化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ウ. 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制・手順及び平常時の管理方法
 - エ. 水門等の操作マニュアル等の作成
 - オ. 南海トラフ地震により孤立が懸念される地域のヘリコプター臨時発着場、港湾等の整備の方針及び計画
 - カ. 同報系防災行政無線の整備等の方針及び計画

2. 津波に関する情報の伝達等

【本部運営班】

(1) 津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達については、「第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達」及び「第3編・第2章・第1節 警戒期の情報伝達」によるものとする。

また、航海中及び入港中の船舶に対しては、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」に示す周知活動を行うものとする。

(2) 被災状況等の把握・伝達

市は、「第3編・第2章・第4節 発災直後の情報収集伝達」をもとに、防災行政無線や大阪府防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ関係機関（消防、警察、自衛隊、岸和田海上保安署等）に迅速に伝達する。

3. 避難指示の発令基準

【本部運営班】

津波は、一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として下記のとおりである。

- (1) 津波予報区「大阪府」に大津波警報、津波警報が発表された場合
- (2) 停電、通信途絶等により「大津波警報」、「津波警報」、「津波注意報」を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
- (3) 「津波注意報」が発表され、かつ、潮位観測情報の「潮位予測」と津波情報で発表される「予想される津波の高さ」を合算した津波水位が青空市場周辺の地盤高1.6mを超える場合

4. 避難対策等

【本部運営班、避難所班、被災者支援班、保育班】

(1) 避難指示の対象地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、下記のとおりである。

また、津波浸水想定区域はあくまでも想定に過ぎず、想定を超える範囲で浸水が拡大する可能性があることから、旧国道26号線より海側の地域に立ち退き避難の注意喚起対象地区を併せて設定する。

表 避難対象地区・注意喚起対象地区及び対象人口

避難対象地区			注意喚起対象地区					
町丁名	対象人口		町丁名	対象人口		町丁名	対象人口	
	夜間	昼間		夜間	昼間		夜間	昼間
新町1丁目	306	187	旭町(一部)	474	261	栄町(一部)	110	219
新町2丁目	212	288	本町	422	291	若宮町(一部)	158	186
新町3丁目	374	310	元町	569	319	大西1丁目(一部)	279	329
春日町	501	341	野出町	567	833	鶴原2丁目	869	1,008
鶴原3丁目	363	465	西本町	691	442	下瓦屋3丁目	1,263	808
鶴原4丁目	791	617	笠松1丁目	1,706	853	下瓦屋5丁目	600	462
下瓦屋2丁目	264	1,185	笠松2丁目	1,032	557	りんくう往来北	130	4,111
湊2丁目	734	624	松原2丁目	1,045	596	りんくう往来南	259	2,380
湊3丁目	1,021	653	松原3丁目	428	360	合計	13,675	16,847
住吉町	0	4,862	羽倉崎1丁目(一部)	265	578			
新浜町	0	62	羽倉崎2丁目(一部)	1,262	467			
りんくう往来北(一部)	35	996	羽倉崎3丁目	770	377			
りんくう往来南(一部)	0	0	羽倉崎4丁目	532	1,186			
合計	4,601	10,590	大宮町(一部)	244	224			

夜間人口：平成27年国勢調査
 昼間人口：平成22年時点の昼夜間人口率を参考に、平成27年国勢調査結果から推計
 一部の人口：平成27年国勢調査結果に、平成22年時点人口の当該町丁目全体との比率を乗じて推計

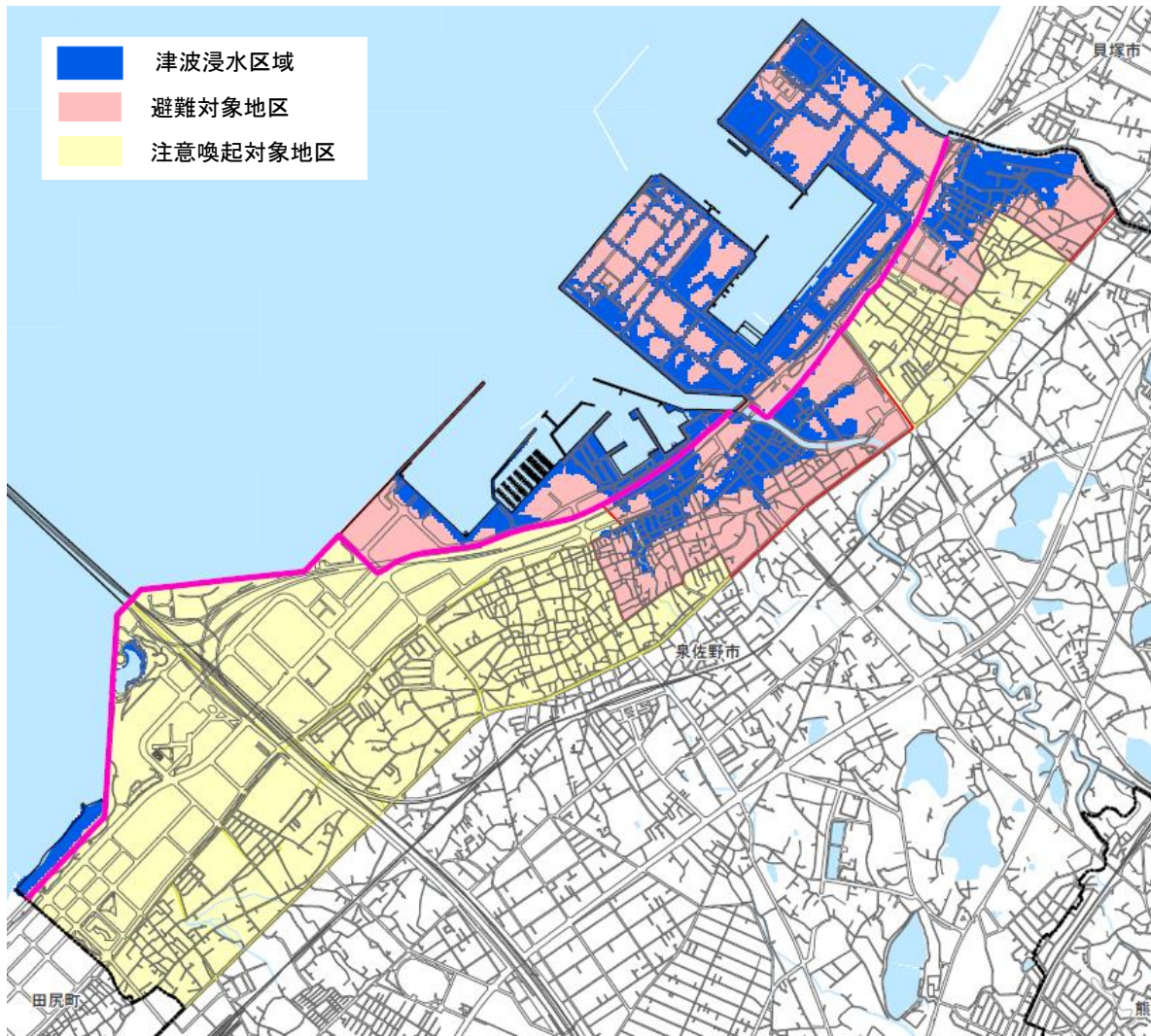


図 避難対象地区・注意喚起対象地区

(2) 周知する事項

市は、(1)に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア. 地域の範囲
- イ. 想定される危険の範囲
- ウ. 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ. 避難場所に至る経路
- オ. 避難の指示の伝達方法
- カ. 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ. その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 避難所開設のための準備

市が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておくものとする。

(4) 避難所開設にかかる計画

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

(5) 自主防災組織及び自衛消防組織が行う措置

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(6) 介護等を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- ア. 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- イ. 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示が行われたときは、ア. に掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- ウ. 地震が発生した場合、市はア. に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(7) 外国人・出張者への対応

市は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団や自主防災組織等との連携に努めることや、避難誘導・支援等を行う者の安全確保を最優先とすること等に留意する。

(8) 避難所における救護上の留意事項

ア. 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ. 市はア. に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 府に対し府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

(9) 津波避難に関する意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

ア. 津波ハザードマップの活用

大阪府津波浸水想定区域図に基づき作成したハザードマップにより、市民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。

イ. 津波防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施する。

(10) 津波避難計画の策定

市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

5. 消防機関等の活動

消防機関等の活動については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

6. 水道、電気、ガス、通信、放送事業者の活動

水道、電気、ガス、通信、放送事業者の活動については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

7. 交通対策

【道路公園班】

道路、海上、航空及び鉄道における措置については、「第3編・第2章・第3節 津波警戒活動」によるものとする。

8. 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策 【本部運営班、避難所班、被災者支援班】

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、公民館、生涯学習施設、体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア. 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入力するための機器の整備

イ. 個別事項

(7) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校、研修所等にあつては、

a. 当該学校等が、本市の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置

b. 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置

(ロ) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア. 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のア. に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ロ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ. この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者はア. の(ア)又は(イ)の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築等に対する措置工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9. 迅速な救助

【本部運営班】

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

[関係予防対策：第2編・第1章・第3節 消防・救助・救急体制の整備]

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

[関係予防対策：第2編・第1章・第3節 消防・救助・救急体制の整備]

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【本部運営班、上下水道総務班、道路公園班、農水班、河川下水道班】

(関係機関：西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、大阪国道事務所、岸和田海上保安署、大阪港湾局、漁港管理事務所、近畿地方整備局、消防団)

市は、施設等の整備を、計画的に実施し、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

- ア. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- イ. 避難場所の整備
- ウ. 避難経路の整備
- エ. 土砂災害防止施設
- オ. 津波防護施設
- カ. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- キ. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ク. 通信施設の整備

[関係予防対策：第2編・第3章・第2節 地震災害予防対策の推進]

[関係予防対策：第2編・第3章・第3節 津波災害予防対策の推進]

第6節 防災訓練計画

(関係機関:泉州南消防組合、消防団、自主防災組織)

【本部運営班】

- (1) 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、府に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア. 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ. 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ. 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ. 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

(関係機関: 自主防災組織)

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1. 市職員に対する教育

【本部運営班】

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。防災教育の内容は次のとおりとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- エ. 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- キ. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

2. 地域住民等に対する教育

【本部運営班】

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ. 出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ. 正確な情報入手の方法
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク. 避難生活に関する知識
- ケ. 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- サ. 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識

3. 相談窓口の設置

【本部運営班】

府及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

(関係機関: 自主防災組織、泉佐野市社会福祉協議会)

【本部運営班、被災者支援班】

津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業について、大阪府地震防災対策アクションプランとの整合を図り、避難行動要支援者支援の充実、社会福祉施設の避難体制の確保、自主防災組織の充実強化等の推進を図る。

第9節 東南海・南海地震等の時間差発生による災害拡大防止

1. 東南海・南海地震が時間差発生した場合の対応

【本部運営班、建築班】

(1) 対応方針

ア. 市は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。

イ. 市は、最初の地震で脆弱になった建築物等を可能な限り迅速に把握し、次の地震で倒壊することによる人的被害を防止するなど、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるように応急活動等に努める。

(2) 応急危険度判定の迅速化等

市は、府等の協力を得て、最初の地震で脆弱になった建築物や土砂災害危険箇所等が次の地震で倒壊等することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や土砂災害危険箇所等の応急危険度判定を早急を実施するとともに、危険な建物への立入禁止や警戒区域の設定等を行うこととする。

2. 東海地震関連情報が発表された場合への対応

【本部運営班】

東海地震関連情報が発表された場合への対応については、「付編 東海地震関連情報に伴う対応」により行う。ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあるため、その場合に生じる危険について住民に周知する。警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

